

令和 5 年度
(2023 年 4 月～2024 年 3 月)

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市
平和交流・男女参画課

令和 6 年 10 月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
	(1) 沿革	
	(2) 令和5年度男女共同参画事業行政組織表	
2	那覇市男女共同参画 推進体制図	11
3	施策の体系	12
4	令和5(2023)年度決算	13
5	令和5(2023)年度事業概要	13
	(1) 男女共同参画計画の推進に関すること	
	(2) 女性センター管理運営事業	
	ア 施設の概要	17
	イ なは女性センターの利用状況	17
	ウ なは女性センター蔵書利用状況	19
	エ 相談業務	20
	オ なは女性センター講座一覧	22
6	令和6(2024)年度予算	37
7	令和6(2024)年度事業概要	37
8	那覇市の審議会等委員への女性登用状況	38
9	その他那覇市の女性登用状況	38
10	那覇市における主査級以上の女性職員	39

11 条例・規則・規程等

○那覇市男女共同参画推進条例	40
○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱	42
○那覇市男女共同参画会議規則	45
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程	46
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱	48
○なは市民協働プラザ条例	51
○なは女性センター規則	54
○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための 庁内ネットワーク会議要領	57
○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の 取扱いに関する要綱	58
○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱	60
○男女共同参画社会基本法	62

1 男女共同参画行政の概要

(1) 沿革

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1975 (S50)		・「女性教職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律」成立	・国連国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択
1976 (S51)	・経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を 配 置 12/2 ・「働く婦人の家」建設へ取り組む		・「国連婦人の十年」スタート （1976～1985） （目標：平等、発展、平和）
1977 (S52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」（現・国立女性教育会館）設置	
1979 (S54)			・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980 (S55)		・「女子差別撤廃条約」署名	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）
1981 (S56)	・「那覇市働く婦人の家」開設（久茂地公民館との複合施設） 1/17	・「国内行動計画後期重点目標」策定	
1984 (S59)		・女子差別撤廃条約への批准に向けた「国籍法」の改正	
1985 (S60)	・那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 6/1 ・那覇市婦人問題会議設置 10/30 ・第 1 回うないフェスティバル開催	・女子差別撤廃条約への批准に向けた「男女雇用機会均等法」の公布、「労働基準法」の一部改正。「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「国籍法」の改正施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ） ・「女子差別撤廃条約」批准	・「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進本部の拡充（構成を全省庁に拡大）	

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1987 (S62)	・那覇市婦人問題会議から答申「21世紀に向けて の那覇市における女性行動計画の策定」について 3/31	・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」 策定	
1988 (S63)	・「那覇市女性行動計画」策定 3/31 ・経済部女性室設置(室長、主査、主事の計 3 人) 4/1 ・那覇市女性行動計画関連の用語“婦人”を “女性”に改称 7 月		
1989 (H1)	・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1 ・第 6 回「日本女性会議」 テーマ「女性が創造する平和」を那覇市にて 開催		
1990 (H2)	・「なは女性史」編さん事業開始 4/1		
1991 (H3)	・主事を主査へ変更(室長、主査 2 人の計 3 人) 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催	・「西暦 2000 年に向けて の新国内行動計画」第 1 次改定(共同「参加」から 共同「参画」へ、「婦人」 は法令用語や固有名詞 等を除き「女性」へ) ・「育児休業法」公布	
1992 (H4)	・市民女性学講座 '92 開催 ・「那覇市女性行動計画」推進プラン策定	・「育児休業法」施行	
1993 (H5)	・市民女性学講座 '93 開催	・「短時間労働者の雇用管 理の改善等に関する法律 (パートタイム労働法)」 の公布 ・中学校家庭科の男女共 修開始 ・「男女共同参画型社会の 実現をめざす沖縄県行動 計画～DEIGO プラン 21～」 (第 1 次) 策定	・世界人権会議(ウィー ン)、女性に対する暴力 撤廃宣言
1994 (H6)	・主査増員(室長、主査 3 人の計 4 人) 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 ・「なは女性史証言集」発刊	・総理府に男女共同参画 室・男女共同参画審議会 (政令)・男女共同参画推 進本部設置 ・「男女雇用機会均等法」 改正	・国際人口開発会議(カイ ロ)行動計画採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
1995 (H7)		・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化)	・第4回世界女性会議―平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996 (H8)	・非常勤職員配置(指導員4人、相談員2人、女性史編さん員1人の計7人) 4/1 ・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1(働く婦人の家閉館)	・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・沖縄県女性総合センター“ているる”開館 ・那覇市立大道幼稚園が県内初「男女混合名簿」導入	
1997 (H9)	・那覇市女性問題会議から答申「第2次那覇市女性行動計画策定に向け提言」3/4 ・日本国憲法50周年記念 市民女性学'97特別公開講座 沖縄県女性総合センター「ているる」にて開催 4/20 ◆講師：バアテ・シロタ・ゴードン	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法の一部を改正する法律」成立 ・「労働基準法」成立	
1998 (H10)	・組織改編(室長、主査2人、主事の計4人) 4/1 ・「第2次那覇市女性行動計画(なは男女平等推進プラン)」策定 9/20 ・「なは男女共同参画都市」宣言 9/28 ・男女共同参画都市宣言フォーラムをパレット市民劇場にて開催 9/28 「女性政策新時代」―市民と行政のパートナーシップを求めて ◆講師：上野千鶴子さん ・なは女性史(近代編)「なは・女のあしあと」発行 9/28	・国際福祉相談所閉鎖に伴い、おきなわ女性財団が「ているる相談室」事業を引き継ぐ	
1999 (H11)	・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行	
2000 (H12)	・組織改編(室長、主査3人の計4人) 4/1	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ・「児童虐待防止法」公布、施行	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3：ジェンダー平等推進と女性の地位向上)

年代	なは女性センターの歩み	国内・県内の動き	世界の動き
			・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択
2001 (H13)	・なは女性史(前近代編・戦後編)「なは・女のあしあと」発刊 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31 ・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編(室長、主査2人の計3人)センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) 4/1 ・「なは女性センター」壺川ビル2階へ移転 8/18	・男女共同参画局(内閣府)及び男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」施行 ・第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ・「独立行政法人国立女性教育会館」設立	
2002 (H14)	・「那覇市女性行政推進委員会」を「那覇市男女共同参画行政推進委員会」に改称 4/1 ・「那覇市女性問題会議」を「那覇市男女共同参画会議」に改称 7/1 ・「女性行動計画」を「男女共同参画計画」に改称 7/1	・県女性相談所に配偶者暴力相談支援センター開設 ・「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～(第2次)策定	
2003 (H15)	・「第2次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ諮問「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」10/23	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行	
2004 (H16)	・那覇市男女共同参画会議から答申「那覇市男女共同参画推進条例(骨子)」3/29 ・那覇市事務分掌規則を一部改正し、平和交流・男女参画課の分掌事務に「性の多様性の尊重に関すること」を追記 4/1 施行	・「DV防止法」改正	
2005 (H17)	・「那覇市男女共同参画推進条例」議会可決 3/23 ・「那覇市男女共同参画推進条例」施行 4/1 ・組織改編(室長、主査の計2人) 4/1	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)開催

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2006 (H18)	・組織改編により市民平和交流室と統合 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置 (室長、平和交流担当：3人、男女参画担当：主幹、主査の計6人) 男女参画グループ(主幹、主査)は本庁へ異動 4/1 ・なは女性センター10周年記念講演をパレット市民劇場にて開催 9/29 「なぜ、いま男女共同参画なのか？ ～一人ひとりの個性が輝くために～」 ◆講師：広岡守穂さん	・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクシュアル・ハラスメント禁止) ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)
2007 (H19)	・組織改編(室長、副参事、主任主事の計3人) 4/1 センター非常勤職員8人(指導員5人、相談員3人) ・那覇市男女共同参画会議から答申「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)策定に向けての提言」 8/16	・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第3次)策定	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(インド)
2008 (H20)	・「第3次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」策定 ・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人(指導員4人、相談員3人) ・男女参画グループ(副参事、主任主事)が本庁から 女性センターへ異動 ・男女平等週間企画講演会 ①「お父さんだって子育てしたい!!～こうしてパパは、育休を取った～」を開催(内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：山田正人さん ②「これからの私の『働き方』『暮らし方』を考える講座」を開催 (内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：竹信三恵子さん	・「DV防止法」改正法施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 (H21)	・組織改編(副参事、主査の計2人) ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24 (平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5)	・「育児・介護休業法」改正	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(韓国)

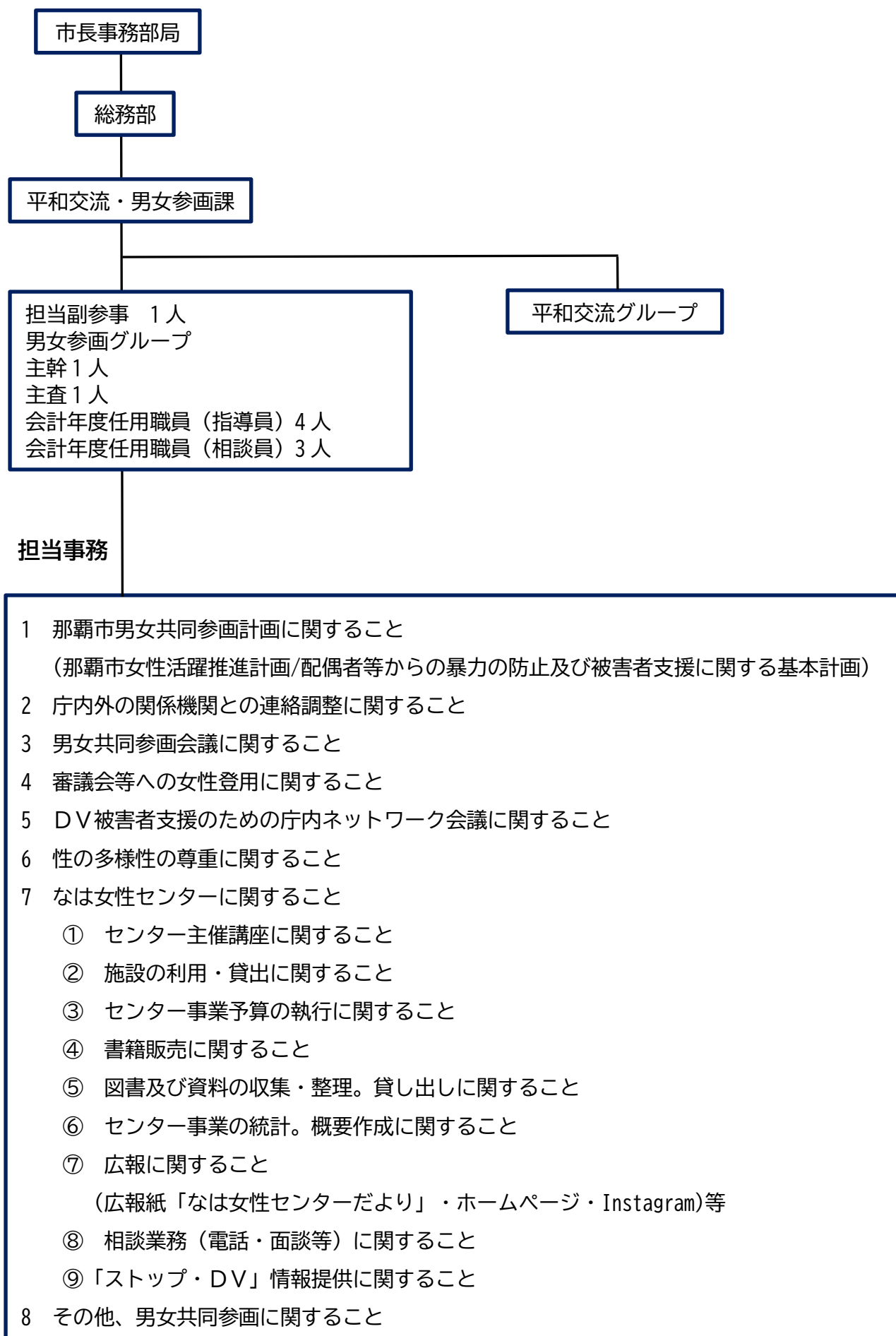
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
	- 平成 21 年度地域人権啓発活動活性化事業人権啓発講演会「性差を超えて未来をつくる～ここそ女性の出番～」をパレット市民劇場にて開催 3/11 ◆講師：堤未果さん		
2010 (H22)	- 組織改編(主幹、主査の計 2 人) 「組織改編自治体職員のための男女共同参画～ワーク・ライフ・バランスと男女の働き方～」を開催(内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業) ◆講師：権丈英子さん	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合(ニューヨーク)
2011 (H23)	- 組織名称変更 平和交流・男女参画「室」から「課」に組織改編 「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学 10 校で開始		- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足 - 第 4 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(カンボジア)
2012 (H24)	- 住民生活に光をそそぐ交付金による意識啓発事業の実施 演劇集団 F E C 芸人あぎじゃび商店による公演会「DVはいらない!!」をパレット市民劇場にて開催 1/28 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」策定 3 月	「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 4 次)策定	第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
2013 (H25)	- 地域自殺対策緊急強化基金による庁内研修を実施 - プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんぶず館前広場にて初開催(共催事業) 7/14	「DV防止法」一部改正(法の適用対象拡大：生活の本拠を共にする交際相手を含む) 「ストーカー規制法」一部改正(電子メールの連続送信を、つきまとい行為に追加)	第 5 回東アジア男女共同参画担当大臣会合(中国)
2014 (H26)	「もっと知りたい！^{わたし}女のからだ in 沖縄～上手に^{わたし}女のからだとつきあうために～」を、県立博物館・美術館講堂にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 2/8 - 新都心銘苅庁舎が平成 27 年 4 月 1 日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い条例や規則の一部改正 「なは市民協働プラザ条例」公布 9/30 「なは女性センター規則」公布 9/30 - 第 30 回うないフェスティバル(※1985 年から開催の歴史に幕) 那覇市長に城間幹子 (H26.11～R4.10)	「パートタイム労働法」改正 「男女雇用機会均等法施行規則の一部を改正する省令等(「間接差別禁止」の対象範囲の拡大)」施行	第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2015 (H27)	・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「もっと知りたい！女 ^{わたし} のからだ in 沖縄～自分のからだとココロを大切にするために～」を、那覇市職員厚生会厚生会館にてウィメンズセンター大阪と共同開催(協賛：大塚製薬株式会社) 5/30 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言(レインボーなは宣言)を発表 7/19 ・「思春期の心と体のための意識啓発事業」を市立中学全 17 校で開始	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」公布(翌年、全面施行) ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定) ・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・UN Women(国連女性機関)日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択
2016 (H28)	・琉球大学大学院法務研究科と「性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定」を締結 4/14 ・「那覇市パートナーシップ登録」開始 7/8 ・なは女性センター 20 周年記念シンポジウム「レインボーなは ～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館にて開催 11/12 ◆基調講演 講師: サブリナ・シズエ・マッケナさん ◆パネリスト: 遠藤まめたさん 砂川秀樹さん 高倉直久さん 城間幹子市長 ◆コーディネーター: 矢野恵美さん ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12 月	・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	
2017 (H29)	・那覇市男女共同参画会議へ諮問「第 4 次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)への提言について」11/30 ・「男女共同参画研修参加費補助金」事業開始	・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ・那覇市教育委員会が「学校における L G B T への配慮に関する指針」を策定 12 月 ・「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定	
2018 (H30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・那覇市立小中学全 53 校で「男女混合名簿」を導入	

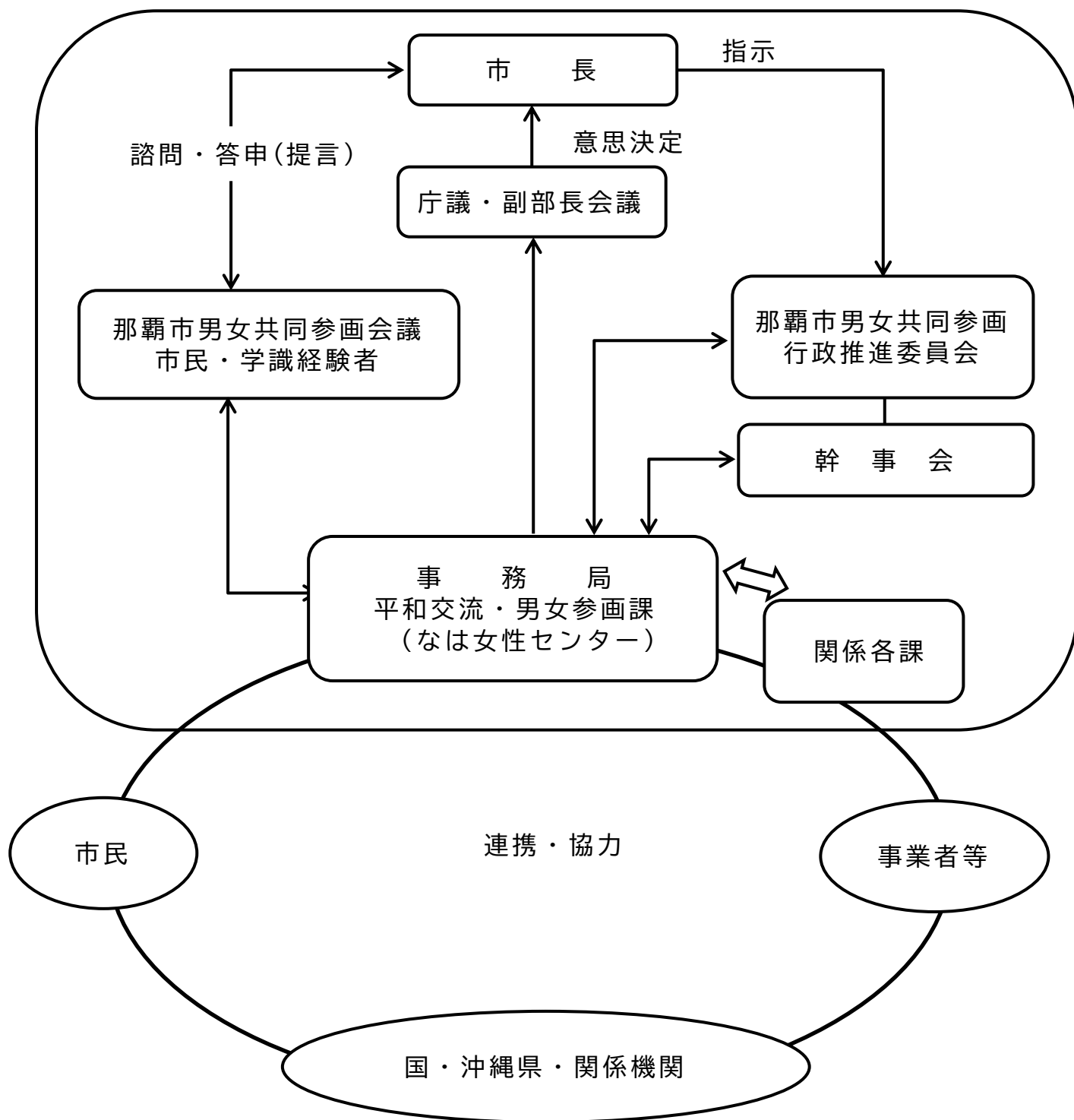
年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
2019 (H31 /R1)	・組織改編(担当副参事、主幹、主査の計3人)4/1 ・那覇市男女共同参画会議から「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)策定に向けて」の提言 7/11 ・「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第2次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」策定 12月	・児童虐待防止法(体罰の禁止を明文化)及び児童福祉法改正(翌年、施行) ・沖縄弁護士会による全国初のレインボー宣言 3/20 ・「学校におけるLGBT等への配慮に関する指針」改正 4月 ・「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター(with you おきなわ)」が年中無休(24時間体制)での対応に変更 8/20 ・「女性活躍推進法」改正	・G20 大阪首脳宣言
2020 (R2)	・新型コロナウイルス感染症対策のため、担当副参事が健康部と兼任 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、なは女性センター臨時休館 (4/7～6/15) ・特別定額給付金の申請サポート会場として同センター学習室を貸出(5/25～6/12) ・緊急事態宣言を受け、同センターの学習室を利用制限(8/3～9/8) ・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館 (1/21～2/26)	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興がトライア～」の策定 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定 ・ピンクドット沖縄が一般社団法人化	・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))
2021 (R3)	・緊急事態宣言を受け、同センター臨時休館 (5/25～9/30) ・なは女性センター25周年記念座談会「女性センターの果たしてきた役割、そして、これからを考える」10/1 ◆パネリスト：高里鈴代さん 宮城晴美さん 山城紀子さん	・「育児・介護休業法」改正(男性の育児休業取得促進等) ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ・沖縄県性の多様性尊重宣言(美ら島にじいろ宣言)	
2022 (R4)	・パートナーシップ登録の要件として「戸籍上の同性」から「2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)」に要綱改正 4/1 ※成年の年齢が20歳から18歳へ改正されることに伴い、パートナーシップ登録も18歳より可能	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」成立(R6.4.1施行) ・民法一部改正(成年年齢関係)4/1 ・「AV出演被害防止・救済法(AV新法)」施行 6/23	

年代	な は 女 性 セ ン タ ー の 歩 み	国内・県内の動き	世界の動き
	・「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」へ拡充 10/1（2人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録） ・なは女性センター開館 26 周年特別講演「沖縄、若年妊娠・出産を考える」を沖縄大学にて開催 10/1 ◆講師：上間陽子さん ・ピンクドット沖縄 10 周年 11/20 ※パレード初開催（なは女性センター参加）	・「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」策定 ・沖縄県差別のない社会づくり条例施行（R5.4.1 施行） ※第 11 条、第 12 条は R5.10.1 施行	
2023 (R5)	・「第 4 次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)(那覇市女性活躍推進計画)(第 2 次那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)」の中間見直し	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）」において被害者保護を強化する改正 ・性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が成立 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBTQ 理解増進法）」公布、施行	・ G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日本で初めて開催（栃木県日光市）

(2) 令和5年度男女共同参画事業行政組織表

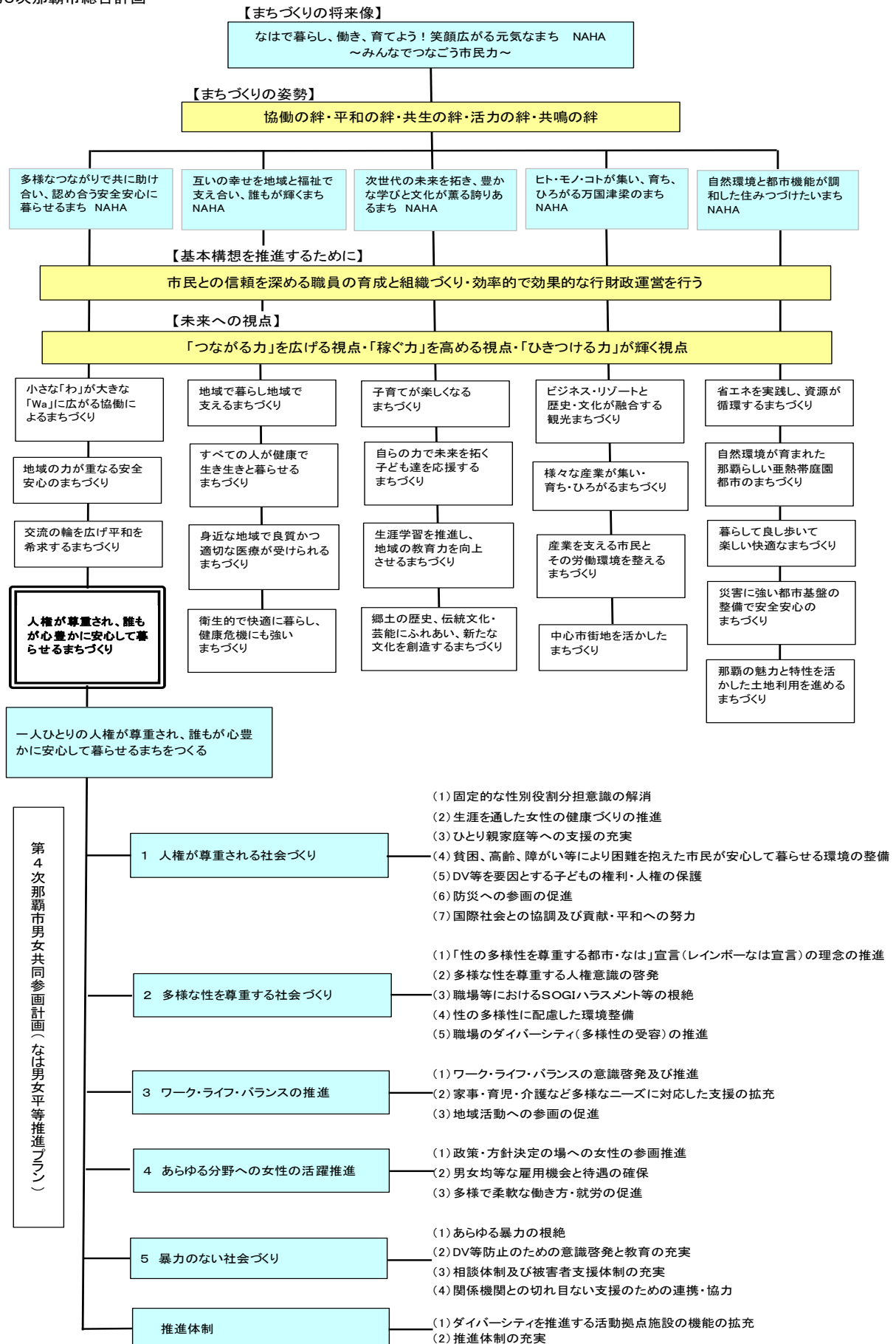


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和5（2023）年度決算

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	63	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	17,497	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・手話通訳・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	741	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	100	補助金
合計	18,401	

5 令和5（2023）年度 事業概要

（1）男女共同参画計画の推進に関すること

ア 男女共同参画会議の開催

市長の附属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

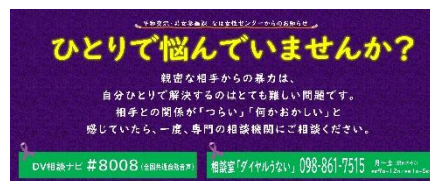
令和5年度は、第4次那覇市男女共同参画計画の中間年にあたるため具体的施策及び各事業等の中間見直しについて審議しました。

第1回参画会議 令和5年11月2日（木）

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成25年3月に策定した本計画は、DV被害者等の安全と安心に配慮し、総合的なDV対策を積極的に推進することを目的として策定されました。令和元年12月に「第2次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を「第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」の基本目標5「暴力のない社会づくり」として策定しました。あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ために、互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、各所管課において具体的施策を実施していきます。

「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）では、「なは女性センターだよりNo.331」で周知を図り、内閣府からのポスター「心を傷つけることも暴力です。－ひとりで抱えず、最初の一步を－」（B1判）を掲示し、那覇市役所本庁舎1階の総合案内版の行政情報モニターにてDV防止へ向けての意識啓発に努めました。また、関連企画として野崎聖子弁護士を講師に「「離婚」について知っておきたい法律のイロハ」講座を開催しました。



また、「ダイヤルうない」でもDVについてのお電話で相談を受けるほか、DVで悩む方を支援するための情報提供を行っています。

<「思春期の心と体」のための意識啓発事業>

本事業は、市内公立中学全校を対象に、思春期の子どもたちのための「人間関係づくりを考える」プログラムです。子どもたちの力を信じて、問題解決能力を高めるCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の理念をベースに、自己コントロール感を得ることや人間関係のトラブルから自分を守る方法を学びます。

またロールプレイや話し合いを通して、自分の気持ちを率直に伝える方法や互いを尊重するコミュニケーションの方法を考えます。

参加人数：計 2,801 人（生徒 2,660 人、教職員 141 人）



ウ 那覇市男女共同参画研修参加費補助事業

本事業は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外男女共同参画研修への参加促進を目的に研修参加者へ補助金を交付する事業です。



エ 令和5年度男女共同参画週間(内閣府主唱6月23日～29日)の実施

男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえ、毎年「男女共同参画週間」は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める取り組みを行っています。令和5年度のキャッチフレーズは、「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」が選ばれました。今年度は、なは女性センターにて「男女共同参画社会」について分かりやすくまとめたパネル展示と、「戦後50年おきなわ女性のあゆみ～21世紀へのメッセージ～」の上映を行いました。



展示期間
6月17日(土)～7月1日(土)
(休館：6月18日・23日・25日)

オ 第26回那覇市男女平等週間(9月20日～26日)の実施

沖縄の女性が初めて選挙権を行使した1945年9月20日を記念して、なは女性センターでは、平成10年9月20日～26日を「第1回那覇市男女平等週間」として以降、毎年、同期間中に社会のあらゆる分野で男女平等が確立できるよう、広報啓発事業を実施し、平成17年制定の「那覇市男女共同参画推進条例」において、毎年9月20日を含む1週間を「那覇市男女平等週間」と定めました。

令和5年度は、「沖縄に生きた女性たち」をテーマにパネル展を実施し、戦後の混迷した時代に、誰もが生きやすい社会をつくりたいと決意し奮闘した女性たちを紹介しました。

カ 性の多様性の尊重に関すること

平成27年7月19日に「性の多様性を尊重する都市・なは」(レインボーなは宣言)を発表し、この宣言の理念に基づき、平成28年7月8日から「那覇市パートナーシップ登録」をスタートし、令和4年10月1日からは、二人と同居する子どもをはじめとする近親者も「家族」として登録する『那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録』へ制度を拡充しています。

市長がパートナーシップ・ファミリーシップの関係にあると認めた場合、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿へ登録を行い、「登録証明書」及び「登録証明カード」を交付します。令和5年度の「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録」は11組、削除は2組でした。

また、毎年実施している「応力向上のための性の多様性研修」について、今年度は竹葉梓氏を講師として招聘し8月31日に実施しました。30人の職員が受講し、性の多様性を学ぶとともに市民サービスの在り方を見直すきっかけとなりました。

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録状況							
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
登 録	10 組	4 組	4 組	11 組	12 組	11 組	71 組 ※うち3組
削 除	1 組	2 組	0 組	2 組	6 組	2 組	13 組

※ファミリーシップ登録組数

キ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月15日に発行(年12回)下記の機関へ配布しています。

庁内各課、三支所(真和志、首里、小禄)、
公民館、図書館、児童館、公立こども園、
公私連携こども園、私立認可保育園、小中学校、
県内特別支援学校、民生委員、市内銀行本店窓口、
県内女性行政担当課、女性団体、他



なは女性センターHPからも閲覧できます！

ク 図書の購入

	タイトル	著者/出版社	発行年
1	後悔しない生き方を選択した女たち	Rashisa 出版 (編) /	2022 年
2	自分らしく生きることを諦めなかった 21 人の物語	Rashisa 出版	2022 年
3	ガール・ビー・アンビシャス 一歩踏み出したいあなたへ贈る 21 のコトバ	集英社インターナショナル (編) / 集英社インターナショナル	2022 年
4	ぬいぐるみとしゃべる人はやさしい	大前 粟生/河出書房新社	2020 年
5	愛を言い訳にする人たち DV 加害男性 700 人の告白	山口 のり子/梨の木舎	2016 年
6	非暴力の力	ジュディス・バトラー/青土社	2022 年
7	トランスジェンダーの私が悟るまで	荒牧 明楽/NR 出版	2022 年
8	多様な社会はなぜ難しいか 日本の「ダイバーシティ進化論」	水無田 気流/日本経済新聞出版	2021 年
9	教養・文化シリーズ別冊 NHK100 分 de 名著フェミニズム	加藤 陽子/NHK 出版	2023 年
10	ブラザーズ・ブラジャー	佐原 ひかり/河出書房新社	2021 年
11	ぼくたちが知っておきたい生理のこと	高尾 美穂/辰巳出版	2022 年
12	コロナと女性と貧困 2020-2022 サバイブする彼女たちの声を聞いた	樋田 敦子/大和書房	2022 年
13	裸で泳ぐ	伊藤 詩織/岩波書店	2023 年
14	ぼくのまつり縫い 手芸男子は好きっていえない	神戸 遥真/偕成社	2019 年
15	やわらかいフェミニズム シスターフッドは今	河野 喜代美/三一書房	2022 年
16	災害と性暴力 性被害をなかったことにしない、させないために。	小川 たまか/ 日本看護協会出版	2023 年
17	「AKK 女性シェルター」から「DV 防止法」制定へ	波田 あい子、内藤 和美、 亀田 温子/かもがわ出版	2023 年
18	フェミニストカウンセリングが拓いた道 1980 年、女たちは「自分」を語り始めた	河野 喜代美/幻冬舎	2023 年
19	ぼくのスカート	ピーター・ブラウン/小学館	2023 年
20	おやこで話すはじめての LGBTs	鶴岡 そらやす/ 日本能率協会マネジメントセンター	2020 年
21	自分らしく働く LGBT の就活・転職の不安が解消する本	星 賢人/翔泳社	2020 年
22	イラストで学ぶジェンダーのはなし みんなと自分を理解するためのガイドブック	アイリス・ゴッドリーブ/ フィルムアート社	2021 年
23	あいつゲイだって アウティングはなぜ問題なのか？	松岡 宗嗣/柏書房	2021 年
24	ピンクとブルーに分けない育児 ジェンダー・クリエイティブな子育ての記録	カイル・マイヤーズ/ 明石書店	2022 年
25	ドイツの女性はヒールを履かない 無理しない、ストレスから自由になる生き方	サンドラ・ヘフェリン/ 自由国民社	2023 年
26	もう一人、誰かを好きになったとき ポリアモリーのリアル	萩上 チキ/新潮社	2023 年
27	渡邊洋次郎対談集 弱さでつながり社会を変える	渡邊 洋次郎/現代書館	2023 年
28	Q&A DV 被害者サポートブック	木川 幸子、岸 信子、真野 由美子 田村 初恵/ぎょうせい	2023 年
29	フェミニズムってなんですか？	清水 晶子/文藝春秋	2022 年

(2) 女性センター管理運営事業

ア 施設の概要

○設置目的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。(なは市民協働プラザ条例(平成26年条例第40号)第36条より)

○所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号(なは市民協働プラザ1F)

○建物の概要：構造 鉄筋コンクリート造 面積 359.1㎡(108.6坪)

○開設：平成8(1996)年10月1日

○開館時間：月～金曜日 午前9時～午後9時/土曜日 午前9時～午後5時

○休館日：日曜・祝日・慰霊の日(6/23)・年末年始(12/29～1/3)

イ なは女性センターの利用状況(令和5年度)

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室		交流室・資料室 の利用者数	来室者	相 談 室			合計（人数）
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	（子ども室）				（件数）			
								件数	利用者数			電話	面接	法律相談 （弁護士）	
4	24	19	82	27.1	50	311	71.4	0	0	0	14	162	5	0	574
5	24	16	65	23.5	52	327	76.5	0	0	0	16	171	19	4	602
6	24	15	45	21.1	55	314	77.5	0	0	0	15	199	25	3	601
7	25	15	47	21.7	49	269	71.0	0	0	5	13	179	10	0	523
8	26	4	17	12.9	18	89	58.1	0	0	0	15	198	10	4	333
9	24	0	0	貸室無し	0	0	貸室無し	0	0	0	16	188	15	2	221
10	25	0	0	貸室無し	0	0	貸室無し	0	0	0	19	167	15	2	203
11	24	0	0	貸室無し	0	0	貸室無し	0	0	0	12	169	21	3	205
12	24	15	49	22.7	39	207	59.1	0	0	0	11	164	14	0	445
1	23	15	44	32.6	36	193	78.3	0	0	0	18	181	26	4	466
2	23	11	41	23.9	36	203	78.3	0	0	0	8	181	17	3	453
3	24	15	90	31.3	44	246	91.7	0	0	0	9	195	17	3	560
計	290	125	480	21.9	379	2,159	66.4	0	0	5	166	2,154	194	28	5,186

※ クーラー故障のため、学習室の使用休止あり(8月中旬～11月)

※ 学習室の利用者数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単位数)+(土曜日開館日数×時間単位数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単位数)+(土曜日間開館日数×時間単位数)}×100

※ 時間単位数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出ししているので3、土曜日は朝・昼の貸し出しなので2となる

なは女性センター利用団体一覧

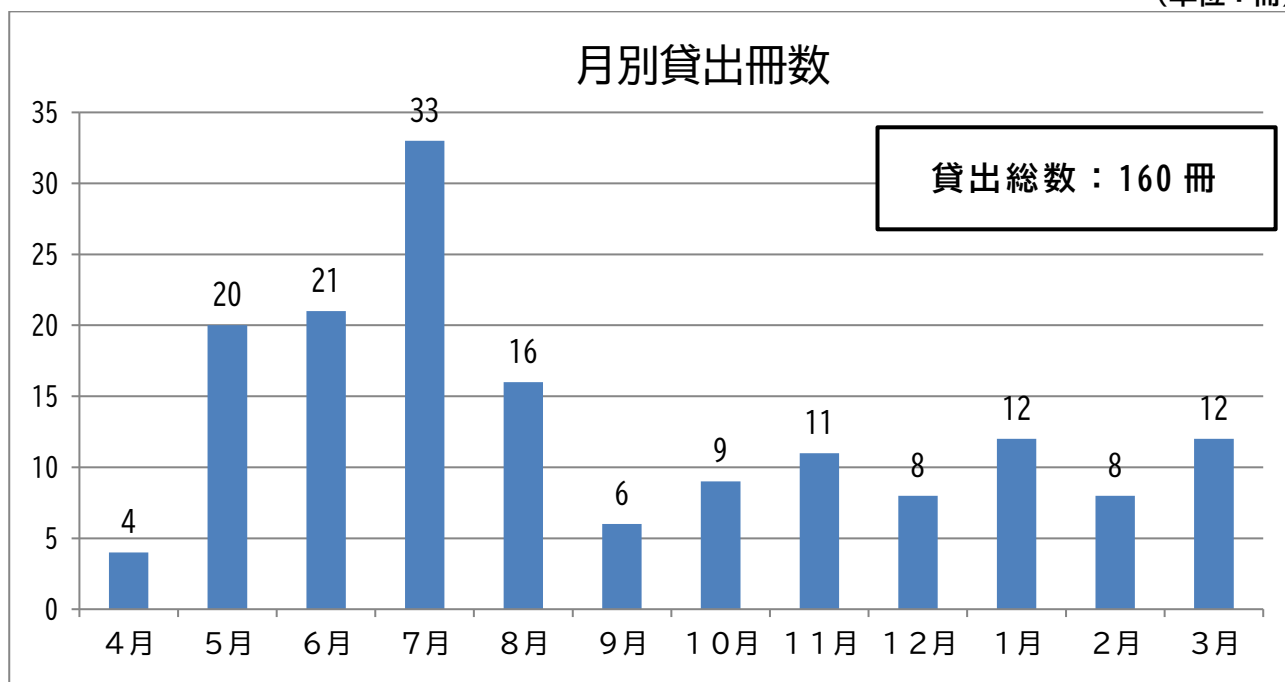
令和 6 年 3 月 31 日現在

No.	名 称	カテゴリー	活 動 内 容
1	リラックス・ハッピーヨガ	ヨガ	心と身体の健康のため、ヨガの呼吸とポーズを行い、ストレス解消や体力づくりをし、健康で豊かな人生を歩むことを目的としています。
2	ヨガ ファシル	ヨガ	ゆったりとリラックスしながら、全身の関節を動かし呼吸を整えてバランスの良い身体作りをします。
3	混元太極拳	運動	太極拳を通して健康な体と心づくりをしています。健康な体になることで、いろいろな活動に積極的に参加できるようになればと思います。
4	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行なっています。
5	おもろまち太極拳クラブ	運動	ゆったりとした運動で高齢者でもすぐに参加可能な太極拳で運動不足を解消。運動することで交流ができ、和気あいあいの輪が生まれるとともに、ストレス解消にもなる。太極拳連盟主催の交流会、公民館まつりなどに参加。
6	でいご民踊サークル	民舞	健康作り、踊りの輪、人との和を地域に広げること。みんなで笑顔で楽しく踊ることや人との交流を大切に、地域の活動にも参加しています。
7	光葉同窓会 (ハンドチャイムサークル)	音楽	同窓会の親睦のために活動しています。トーンチャイム(ハンドベルの一種)を使って、音楽を通して友好を深めます。
8	沖楽会 トーンチャイム同好会	音楽	トーンチャイムを通して音楽を楽しむ
9	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い、手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
10	好好朋友 (はうほうぽんよう)	学習会	中国語の学習を通して会員の生きがいづくりを推進する。
11	ていーだあみ	学習会	セクシュアリティと社会を取り巻く問題を基点に、人権について考え、語り合い、発信する団体です。レインボー交流会の開催、性の多様性に関する講演、研修の実施、行政及び企業の施策、対応相談、相談員養成など。
12	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話で交流会、情報交換などを深める。今後は手話教室や相談室を催す予定。
13	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現を目指し、女性が真に輝く社会を築くための活動。男女共同参画社会づくりを目指す勉強会、研修会を行う。会員相互の親睦と情報交換会、行政に対する要請活動など。
14	日本語サークル どうしぐあー	学習会	在日外国人市民と日本人、多様なバックグラウンドを持つ市民が集い、学びを通して交流を深め、つながる活動を行う。多文化共生の意識や関係性をつくっていく活動をしています。日本語のまなびサポート、生活情報の共有など。
15	ACAなは女性ミーティング	学習会	自分がACC(アダルトチャイルド)だと(かもしれない)と感じられている女性のわかち合いの場です。「言いつばなし、聞きつばなし」を通して、より良い生き方を回復するために、定期的にミーティングを開いています。
16	那覇市文化協会	学習会	那覇市民が脈々と育んできた豊かな文化の諸活動を開花させ、「文化都市なは」の建設に寄与するとともに、市民文化の一層の振興を図ることを目的としています。毎年1回「あけもどろ総合文化祭」を開催。
17	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げていく。

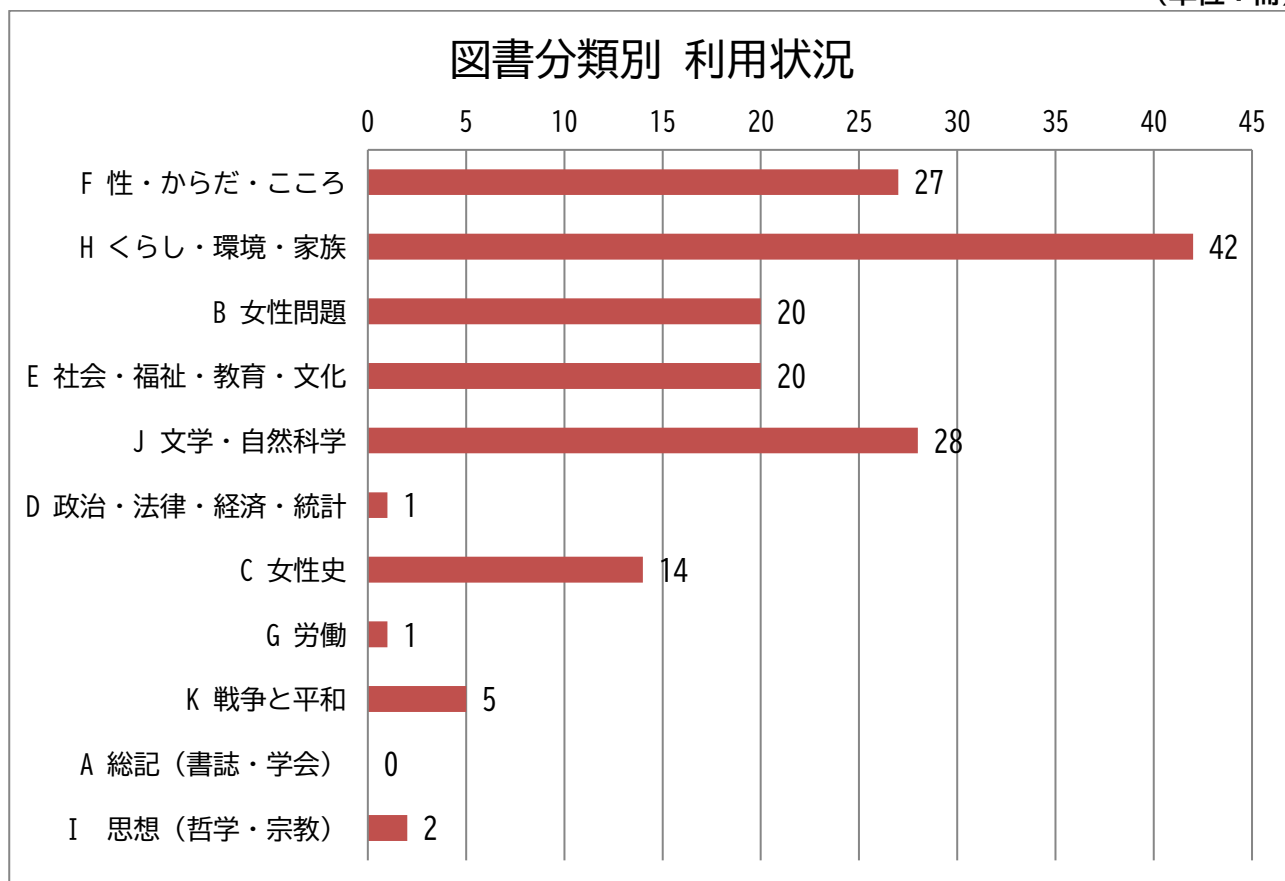
ウ なは女性センター蔵書利用状況(令和5年度)

図書・情報コーナーでは、図書の貸し出しや各種資料の閲覧ができます。図書の貸し出しは、一度に2冊まで(期間は2週間で、資料については閲覧のみです)。

(単位：冊)



(単位：冊)



工 相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるよう一緒に考えます。

- 電話・面接相談（要予約） → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談（予約制） → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望があれば随時

《 令和5年度実績 》

(単位：件)

受付件数				
電話相談		面接相談		
初	再	初	再	同行
164	1,990	33	138	23
2,154		194		
2,348				

(単位：件)

時間帯	9時～12時	13時～17時
	1,040	1,308

(単位：件)

受信対応件数	2,154
応答器対応件数	8,163
全着信件数	10,317

《 主訴別相談状況 》

(単位：件)

内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
	人生	家族	夫婦・離婚	人間関係	健康・性	職業	金銭	暮らし	その他	
性別 女	371	185	331	542	204	66	19	101	488	2,307
性別 男	0	0	2	0	3	0	1	0	35	41
合計	371	185	333	542	207	66	20	101	523	2,348

(単位：件)

暴力相談件数	265
内DV	211

(単位：件)

法律相談件数	28
LGBTQ相談件数	33

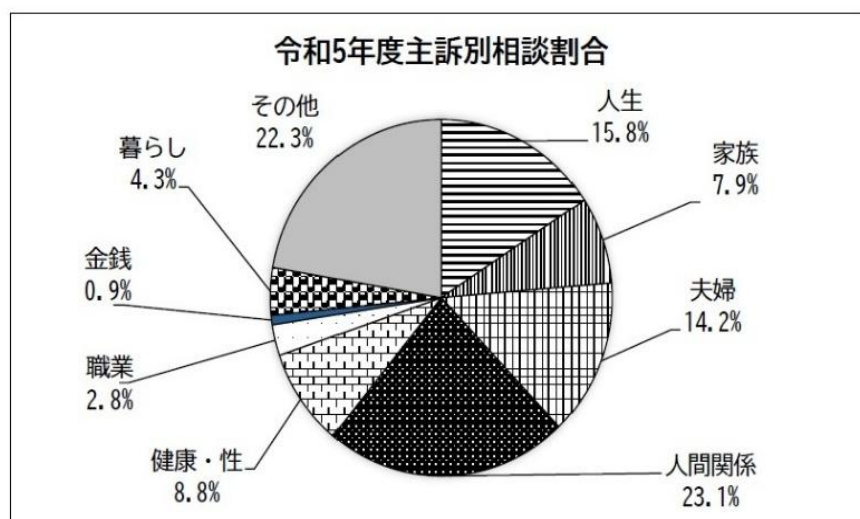
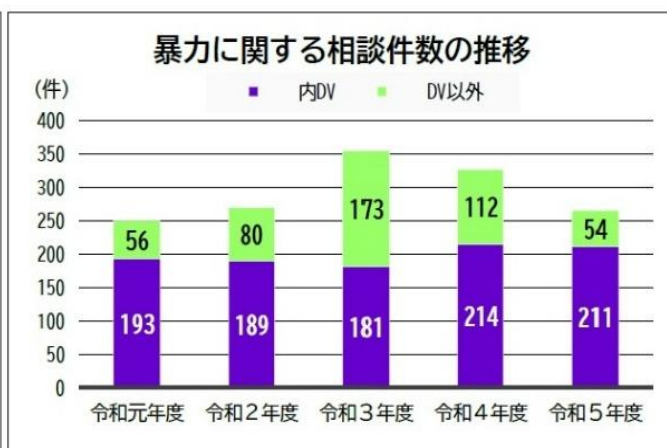
《 紹介先・同行先 》

紹介先	①裁判所	0	⑥保健所等	7	⑪こどもみらい部	0	⑯那覇市母子生活支援センター「さくら」	2
	②警察	2	⑦法律機関	3	⑫市民生活相談グループ	6	⑰他自治体（女性相談員）	10
	③女性相談所 /県福祉事務所	5	⑧医療機関	1	⑬市消費生活センター	1	⑱その他	18
	④児童相談所	0	⑨社会福祉協議会	1	⑭ハイサイ市民課	0		
	⑤ていりる	3	⑩保護管理課	0	⑮那覇市 就職・生活支援センター	0		
同行先	⑱その他の内訳 那覇市（障がい福祉課/学務課/福祉政策課/建築工事課）/なは創業・就職サポートセンター/沖縄県女性就業・労働相談センター/沖縄県消費生活センター/グッジョブセンターおきなわ/那覇総合労働相談コーナー 沖縄県医療安全相談センター/こころの電話相談（県立総合精神保健福祉センター）/がじゅまる沖縄さぽーとせんたーi/しのめケアハウス							
	本庁（子育て応援課/ハイサイ市民課/市民生活安全課/こどもみらい課/市民税課） 那覇警察署/与那原警察署/那覇家庭裁判所/弁護士事務所/那覇年金事務所 母子生活支援センターさくら/子育て支援センターなんくる/中学校/県営住宅供給公社							

相談件数の推移（主訴別）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
人生	96	5.7%	149	6.9%	94	5.4%	170	7.8%	371	15.8%
家族	236	14.0%	168	7.8%	190	11.0%	193	8.8%	185	7.9%
夫婦	351	20.8%	329	15.2%	305	17.7%	392	17.9%	333	14.2%
人間関係	343	20.3%	586	27.2%	310	18.0%	378	17.2%	542	23.1%
健康・性	357	21.1%	287	13.3%	301	17.4%	242	11.0%	207	8.8%
職業	27	1.6%	11	0.5%	32	1.9%	88	4.0%	66	2.8%
金銭	8	0.5%	37	1.7%	10	0.6%	13	0.6%	20	0.9%
暮らし	40	2.4%	132	6.1%	70	4.1%	100	4.6%	101	4.3%
その他	232	13.7%	459	21.3%	414	24.0%	616	28.1%	523	22.3%
合 計	1,690	100.0%	2,158	100.0%	1,726	100.0%	2,192	100.0%	2,348	100.0%

暴力相談件数	249		269		354		326		265	
内DV	193	77.5%	189	70.3%	181	51.1%	214	65.6%	211	79.6%
DV以外	56	22.5%	80	29.7%	173	48.9%	112	34.4%	54	20.4%



オ なは女性センター講座一覧 (令和5年度)

(単位：人)*()内のこどもの数は内数です。

	講座名	講 師	開催日時	参加人数	保育	手話通訳
1	ダイバーシティー &インクルージョン ～違いを認め、つながり合う社会に 向けて～	玉城 江梨子さん (琉球新報社 広告事業局 副部長)	5月27日(土) 午後2時～4時	19	*休 止	
2	性の多様性と人権 ～レインボーフラッグをかかげて～	竹葉 梓さん (市民団体ていーだあみ 共同代表) 山城 彰子さん (市民団体ていーだあみ 共同代表)	6月17日(土) 午後2時～4時	18		
3	いまこそ受けた「性教育」 ～学び伝えていくために～	笹良 秀美さん (助産師・公認心理士 ・思春期保健相談士)	7月22日(土) 午後2時～4時 会場：なは市民活動支援 センター会議室	25		
4	ハンセン病と女性 ～金城幸子さんの人生を通して 考える～	山城 紀子さん (ジャーナリスト) 金城 幸子さん (ハンセン病回復者)	9月2日(土) (午後2時～4時) 会場：なは市民活動支援 センター会議室	19		
5	フェムテックと「女性の健康」 ～生理・妊娠・更年期～	新垣 綾子さん (沖縄タイムス社 DX 戦略局 デジタル編集部副部長) 佐渡山 倫子さん (沖縄タイムス社営業局 営業部主任)	10月7日(土) 午後2時～4時 会場：IT 創造館2階	19		
6	男性更年期を考える	米納 浩幸さん (泌尿器科専門医・ヒルズ ガーデニングクリニック院長)	11月9日(木) 午後7時～8時30分 会場：なは市民活動支援 センター会議室	16		
7	『離婚』について 知っておきたい法律のイロハ	野崎 聖子さん (うむやす法律会計事務所 弁護士)	11月25日(土) 午後1時30分 ～3時30分	25		
8	心とからだのリフレッシュ！ 「心・技・体」の「心」に 焦点を当てて、メンタル強化に チャレンジ!!	石垣 愛一郎さん (沖縄女子短期大学 児童教育学科 講師)	11月11日(土) 午後2時～4時	16		
			12月2日(土) 午後2時～4時	9		
9	『薬物・アルコール依存症』 ～回復は可能です！	渡邊 洋次郎さん (薬物・アルコール依存症 からの回復当事者)	12月7日(木) 午前10時～12時	29		
10	安心して働き続けるために、 「社会保障・労働制度」について 学ぶ	高良 恵利子さん (社会保険労務士・ キャリア コンサルタント)	2024年 1月20日(土) 午後2時～4時30分	19		
11	「刑法(性犯罪規定)改正」 ～何がどう変わったのか～	林 千賀子さん (ゆい法律事務所 弁護士)	2月3日(土) 午後2時～4時	19		
12	中島幸子さんが語る 「性暴力被害」の実際	中島 幸子さん (NPO 法人レジリエンス 代表・米国法学博士)	3月7日(木) 午後2時～4時	15		
合計				248		0

なは女性センター講座2023

(Diversity & Inclusion)

ダイバーシティ
& インクルージョン

～違いを認め、つながり合う社会に向けて～

「ダイバーシティ (Diversity)」は、人の多様な生き方が認められ、互いに受け入れ合うことを意味します。最近では「インクルージョン (包摂)」とセットで「ダイバーシティ & インクルージョン (多様性と包摂、D&I)」として使われることが多くなってきました。多様性を高めるだけでなく、個性を認め合い、心理的安全性を確保することが重要とされています。孤立せずに誰かとつながりあえる安心、安全な社会のあり方に通じる考え方です。

本講座では、D&I をテーマに、アメリカ国務省主催の交流プログラムを 2022 年の夏に受講した、琉球新報社の玉城江梨子さんを講師に迎え、カリフォルニア州議会の L G B T Q 議連やサクラメント L G B T コミュニティーセンターの取り組みなど、先進事例を紹介してもらいました。多様な生き方を阻んでいる、様々なアンコンシャス・バイアス (無意識の偏見) に気づき、それぞれの能力が発揮され、生きやすい社会づくりの在り方を参加者と共に考えます。

日時 5月27日(土) 午後2時～4時

講師 玉城 江梨子さん (琉球新報社 広告事業局 副部長)

会場 なは女性センター 2階 第2会議室

定員 36人 (参加費無料)

※ 希望者 参加費 500円 (当日現金で受付)

※ 19歳未満の参加はできません

※ 申込締切 5月19日(金) 午後5時

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

※ 申込先 女性センター 2階 第2会議室

- 開催日 : 令和5年5月27日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 玉城 江梨子さん (琉球新報社 広告事業局 副部長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 19人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・法律で「権利」が担保されることの重要性、多様性を軸に声をあげること、声をあげた人を孤立させないこと、心に刻んでおきます。(40代)
- ・ダイバーシティ & インクルージョンを構築する社会を目指した具体的な方法について学びたくて参加しました。(40代)
- ・障がい者について「チャリティー、福祉ではなく権利!!」という言葉が印象的でした。(50代)
- ・玉城さんの体験を広く市民のみなさんとシェアして頂いて嬉しいです!(50代)

●講座担当から●

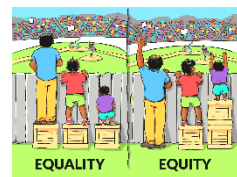
今回の講座は、米国国務省教育文化局が資金提供している専門家交換プログラム(インターナショナル・ビジター・リーダーシップ・プログラム/IVLP)の参加者に選出され、2022年夏、3週間かけてアメリカ4都市(ワシントンDC、バーモント州バーリントン、フロリダ州ペンサコーラ、カリフォルニア州サクラメント)を訪問した玉城江梨子さんを講師に迎え開講しました。

障がい者施策で、①「ADA(Americans with Disabilities Act of 1990)障害のあるアメリカ人法」は、各国の法律のモデルになっていること。②教育では、高校までは、どんな障害があっても出来るだけ普通クラスで学べる環境が整えられ、全ての人が学びやすい内容をデザインするインクルーティブ教育がすすんでいること。③雇用の面では、PRIDE Industries(<https://www.prideindustries.com/>)の紹介がありました。さらに、「サクラメント LGBT コミュニティーセンター」や「カリフォルニア州議会 L G B T Q 議連」の報告があり、講義の最後には、「Diversity (ダイバーシティ、多様性)」と「Inclusion (インクルージョン、包括性)」の概念に新たに「Equity(エクイティ 公平性)」が加えられました。

全ての思考の中に「D E & I」を入れることで、自分が社会や組織の一員として受け入れられ、安全な居場所を得ることで、「Belonging (帰属意識)」につながると報告されました。エクイティと似たような言葉に「Equal(イコール、平等)」があります。全員に同じ支援を行っても(平等にしても)、個々の差を埋めることはできません。個性を考慮した公平性が与えられて初めて、多様性のある社会や組織が生まれるという考えが世界で広まっています。

私たちは、イコール(平等)ではなく、公平を目指していく必要があります。

玉城さんの報告を受け、自分自身の「自覚のない差別意識(マイクロアグレッション)」や「無意識の偏見や思い込み(アンコンシャス・バイアス)」に気づき、意識することで、意図せず誰かを傷つけてしまうことを減らしていくことは可能だと感じました。



※出所: Interaction Institute for Social Change | Artist: Angus Maguire.

2 性の多様性と人権 ～レインボーフラッグをかがけて～

なほ女性センター講座2023



日常のさまざまな場面で「女・男」のどちらかを選択させられ、勝手にふりわけられ、そのたびに苦痛や困難を強いられ、不便に感じる人たちがいます。

「女？それとも男？」という問いは、ずっと私たちを縛ってきました。性別によって生き方が制限される、そのような社会を変えてきた人たちの運動の延長線上に、多様な性を生きる人たちの権利獲得のための闘いがあります。

本講座では、「市民団体ていーだあみ」の共同代表を務める 竹葉梓さんと山城彰子さんを講師にお招きし、活動に基づいた「性の多様性と人権」について、お聞きします。

- 開催日 : 令和5年6月17日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 竹葉 梓さん (市民団体ていーだあみ共同代表)
山城 彰子さん (市民団体ていーだあみ共同代表)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 18人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・性の多様性について関心があり参加しました。竹葉さんのお話から、当事者の思いなどを深く知ることができ、当事者の声の大事さを改めて感じられた。(20代)
- ・竹葉さんのお話は、心に響きました。「フツウ」という言葉を使っていました。普通を問い直す機会になりました。ありがとうございました。(60代)

●講座担当から●

市民団体「ていーだあみ」共同代表の竹葉梓さんと山城彰子さんのお二人にお話をいただきました。

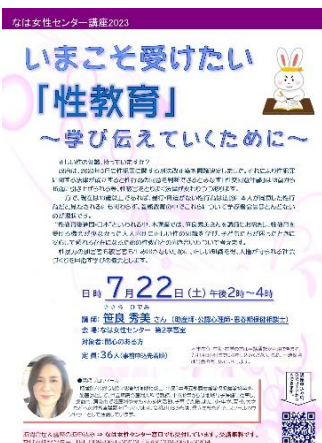
【性が「多様」とは】から、講義は始まりました。「からだの性」「こころの性」「好きになる性」は、女性や男性のどちらかでなく、女性を好きになったり、男性を好きになったりする人もいます。また、誰にも恋愛感情や性的欲求を持たない人もいます。「表現の性」は、服装やしぐさ、言葉遣いなどから表現される性です。「性は、実に多様で、豊かなもの」だと再認識できました。

【セクシャルマイノリティの現状】では、性別違和を持ち始めるのは、多くが中学生以前（岡山大学ジェンダークリニック調べ）です。ですから「小学校からの対応が必要」になります。しかし、小学校から高校1年まで「学校で正しく教わっていない」現状が93%(REACH ONLINE 2005)あり、「当事者も自分自身のことをよくわからない」という結果が出ています。さらに、「LGBTの学校生活に関する実態調査／2013年(いのちリスペクト。ホワイトトリボンキャンペーン)」によると、「性別違和のある男子の82%がいじめや暴力にあっている」という結果に、いじめの問題が深刻なことが明確になっています。異性愛でない人の自殺未遂は、異性愛者の約6倍という調査結果がでており、早急な対応が求められます。

続いて、【沖縄の文化とセクシャリティ】【トランスジェンダーの生活上の困難】【アライ(ally)＝「LGBTQを理解・支援する人」】について、お話をいただきました。

那覇市を含め、さまざまな地方自治体で戸籍上同性間のパートナーシップを認める制度が続いていますが、法的な家族ではないため、「手術の同意や病状説明、臨終時の立会い、所得税や相続税の配偶者控除が受けられない」など、異性婚であれば自動的に得られる当たり前の権利が皆無です。「自分が暮らしているところで、家族として認められること、市が認めてくれることは大きい。」と語る竹葉さんの言葉に、切ない気持ちになりました。

3 いまこそ受けた『性教育』 ～学び伝えていくために～



政府は、2023 年 3 月に性犯罪に関する刑法改正案を閣議決定しました。それにより性犯罪に関する法律が成立すると性行為の同意を判断できるとみなす「性交同意年齢」は 13 歳から 16 歳に引き上げられる等、性被害をとりまく法律が変わりつつあります。一方で、現在は 13 歳以上であれば、暴行・脅迫がない性行為は法的に本人が同意した性行為だと見なされるにも関わらず、義務教育の中でこれらについて学ぶ機会はほとんどないのが現状です。

“性教育後進国・日本”といわれる中、本講座では、笹良秀美さんを講師にお招きし、性教育を受ける機会が少なかった大人向けに正しい性の知識を学び、子どもたちが困ったときに安心して頼れる存在になるための性教育との向き合い方について考えます。性暴力の加害者も被害者も生み出さないために、正しい知識を得、人権が守られる社会づくりを目指す学びの機会とします。

- 開催日 : 令和 5 年 7 月 22 日 (土) 午後 2 時～ 4 時
- 講 師 : 笹良 秀美さん (助産師・公認心理士・思春期保健相談士)
- 対象者 : 関心のある方 ■ 参加人数 : 25 人
- 対象者 : 休止中 ■ 手話通訳 : なし

● 受講者の感想、メッセージなど

- ・ 性教育の世間のイメージと具体的な内容はかなり違っているのだと感じました。現状などもたくさんお聞きすることができてよかったです (20 代)
- ・ 性教育が皆、自分のイメージする成長・発達のことや性・避妊のことだけでなく人生のライフプランや価値観のことまで多角的に伝えていくことができるようになりたいと思いました。また、自分の選択肢を多く持つことが伝えていく中で大切だと思いました (30 代)
- ・ 性教育とは、科学・人権・自立・共生とおっしゃっていました。日頃、娘とどうにかかわっているか、どう考え感じているか、基本的なベースの上に性教育があるのだなと感じました。まずはそこを見直し強化しながら、生理のことなどを伝えていきたいと思いました (40 代)
- ・ 沖縄の現状を知り、学校現場でどのように性教育をしていけばいいのか、とても考えさせられました (50 代)

● 講座担当から ●

講座の冒頭、笹良さんは「性教育のイメージを教えてください」と受講者に問いかけました。「男女別に分けて、体のことを習った」受講者からはそんな声が上がりました。「性交について教えてもらったことはありますか」という問いかけにはほとんどの受講者が首を横に振ります。

子どもたちに避妊等など性を教えることに消極的な面が、これまで私たちが受けてきた性教育に影響していることがわかりました。しかし、近年の性犯罪・性暴力対策強化の方針から、性を「人権」の視点で捉え、幅広い内容を幼い頃から体系的に学ぶ「包括的性教育」が進められ、性教育が変わってきていることを説明してくださいました。印象的だったのは、産後のイメージが欠如していることが若年妊娠・出産の背景にあるというお話です。「産みたい子はいるけど、育てたい子はいない」という笹良さんの言葉にハッとする場面がありました。子どもたちと多くの選択肢を考えていくためにも、大人も正しい性知識を持つことが求められます。講座を通して、自分自身や大切な誰かを守るためにも正しい性知識を持つことが重要だと再認識できるすばらしい時間を共有することができました。

4 ハンセン病と女性 ～金城幸子さんの人生を通して考える～

女性と性暴力センター 活動レポート

「ハンセン病と女性」

～金城幸子さんの人生を通して考える～

2001年5月に、熊本地方裁判所において元ハンセン病患者ら127名が国を被告として提訴していた「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の判決がくだされました。

「国は医学の進歩などによって、遅くとも1960年には隔離政策を廃止する義務が生じ、また、1996年に『らい予防法』が廃止された後も、正しい知識を普及して偏見を除去する義務があったのに、その義務を怠った」と、ハンセン病患者を社会から隔離する「らい予防法」は、憲法違反だと認めた画期的な判決でした。

当時、沖縄で原告副団長として実名で顔を出して裁判に臨んだのが金城幸子さんです。ハンセン病は単なる感染症の一種で、治療で治る病気にも関わらず、今でも偏見や差別の対象になっているのは、なぜなのでしょう。

本講座では、回復者の金城幸子さんと、ハンセン病隔離行政を長きにわたり取材されてきたジャーナリストの山城紀子さんをお招きし、「ハンセン病と女性」をテーマに、対談形式で行います。

金城幸子さんの人生を通して、ハンセン病を正しく理解するための機会とします。

日時 9月2日(土) 午後2時～4時
会場 女性と性暴力センター(熊本県庁内)

講師 山城紀子さん(フリージャーナリスト)
金城幸子さん(ハンセン病回復者)

対象者 関心のある方
参加人数 19人

一時保育数 関心のある方
手話通訳 なし

■開催日 : 令和5年9月2日(土) 午後2時～4時

■講師 : 山城紀子さん(フリージャーナリスト)
金城幸子さん(ハンセン病回復者)

■対象者 : 関心のある方 ■参加人数 : 19人

■一時保育数 : 関心のある方 ■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・台湾の樂正院に見学に行ったことを思い出し、ハンセン病について学びたいと考え参加しました。幸子さんのお話を直接聴くことができてよかったです。(30代)
- ・山城さんのトークはとてもわかりやすく、初めて聞く方にとっても、ハンセン病に対する知識や幸子さんのことをよく理解されていて、わかりやすい説明でした。今後ともお二人で講演することをおすすめします。(50代)
- ・社会の在り方に対して、差別に対しての“怒り”の大切さを改めて考えさせられました。(50代)
- ・差別や偏見の重圧にも負けず、立ち上がってくださった幸子さんに勇気をもらいました。(70代)

●講座担当から●

『ハンセン病だった私は幸せ』の著者である金城幸子さんとジャーナリストの山城紀子さんの対談を通してハンセン病に対する偏見や差別について参加者と共に考えました。

温かい雰囲気だった会場で、山城さんのリードのもと、幸子さんは、気持ちのおもむくままに話されていたのが印象に残りました。

日本では、ハンセン病に対する無知から90年近くもの間、強制隔離政策が行われました。国が、偏見や差別意識を助長し、強化したと言っても過言ではありません。

誰もが差別や偏見の被害者、または加害者になりえるのです。差別をなくすために私たちにできることは、「異なるもの」を知ることです。差別を生むのは「無知」から来る「恐れ」だと知りました。

社会には、あらゆる差別が存在していることを認め、「すべての人が差別を受けることなく自由に生きられる社会を目指したい!」と思うほど、幸子さんから大きなチカラをチャージしてもらいました。幸子さん、「よくぞ、生き延びてくださいました!あなたに続く私たちの未来に勇気と希望を与えてくださいました!」と、何度でも感謝の気持ちを伝えたいです。

5 フェムテックと「女性の健康」～生理・妊娠・更年期～

なは女性センター 開催2023

フェムテックと 「女性の健康」 生理・妊娠・更年期

フェムテックとは、女性の意味する「Female（フィメール）」と技術の意味する「Technology（テクノロジー）」を掛け合わせた造語で、月経・妊娠・更年期など女性に辿るライフステージの健康課題をテクノロジーで解決する新しいサービスや製品のことで、女性活躍推進が叫ばれ、社会進出が進む中、月経（生理）による不調や更年期などに悩みながら、我慢して仕事をやり過ごす女性も少なくありません。そんな女性特有の健康課題を放置することは「社会損失」につながるとの認識が広がり、女性の健康を支える商品や技術、サービスを意味する「フェムテック」が世界的に注目されています。

今回の講座では、県内におけるフェムテック市場の現状や県外企業の取り組みなどの取材をされた、沖縄タイムス社の新垣記者と佐渡山記者をお招きし、市民へのヘルスリテラシー向上のためのお話をいただきます。

日時 10月7日(土) 午後2時～4時

場所 なは女性センター 学習室

定員 36人(要申込) 対象 関心のある方



講師 新垣 綾子さん

(沖縄タイムス社)

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

※要申込 ※要申込 ※要申込 ※要申込

- 開催日 : 令和5年10月7日(土) 午後2時～4時
- 会場 : IT創造館2階(なは市民協働プラザ隣)
- 講師 : 新垣綾子さん・佐渡山倫子さん(沖縄タイムス社)
- 対象者 : 関心のある方 ■参加人数 : 19人
- 一時保育数 : 休止中 ■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・最近、いろんなメディアで「フェムテック」という言葉をよく聞いていたので、どんな商品がすでにでているのか知れて良かったです。また、生理や更年期症状が女性の働き方に与える具体的な影響や例を知ることができて心の準備が少しできた気がします。(30代)
- ・フェムテックについて興味があったので参加しましたが、思った以上にたくさんの情報量でとても良い時間になりました。自分の体を知ること、自分を大切にすることにつながるな～ととても感銘を受けました。
- ・吸水ショーツも買う勇気がなかったのですが、トライしてみようと思います!! 市場の動きなどエビデンスを踏まえた内容ですごく勉強になりました。(40代)
- ・新しい取り組み、新製品についてたくさん情報いただきました。びっくりする商品もあり、時代がかわったな～すごい!と感心しました。(50代)

●講座担当から●

今回の講座は、沖縄タイムス社が取材を通してわかった「女性特有の健康課題」をお話していただきました。

女性の社会進出が進む中、生理・妊娠・更年期と女性のライフステージにおける女性特有の健康課題がクローズアップされて、SNSでの個人の情報発信がしやすい時代になり悩みが可視化されるようになったり、テクノロジーの進化でデータ化されて研究が進んで悩みが解決しやすい時代になっているんだと時代の変化を感じました。

フェムテックという言葉はまだ認知度(16%)は低いですが、フェムテック、フェムケアを利用することで女性の生活の質や女性の声が上げられやすい社会へと向かっているんだと講座を通して学びました。

6

「男性更年期」を考える

本講座では、泌尿器科専門医の米納浩幸医師に「男性更年期」の症状と正しい対処法を学び、男性の心や身体の健康について考える機会とします。

- 手話通訳： なし

- ・ライフスタイルを見直す機会やホルモン治療の有効性などについて、とても参考になりました。(40代)
- ・前立腺がんの治療中です。男性更年期の症状との違いを知りたくて参加しました。(50代)
- ・加齢とテストステロンの関係、様々な体の不調の理解が深まりました。健康と長寿のためにテストステロンが重要であることが良く分かりました。(50代)
- ・男性でもやってくる更年期、知っていれば対応も出来るし、受講することで安心しました。(60代)

本講座は、泌尿器科専門医でヒルズガーデンクリニック院長の米納浩幸さんに「男性更年期を考える」をテーマにお話をいただきました。女性は閉経を機に女性ホルモンが急激に減るので、体調の変化を自覚しやすいのですが、男性は年齢とともに緩やかに男性ホルモンが減少していくため、自身の不調が更年期特有のものだと見過ごされてしまう傾向があります。

まずは、「生活習慣の見直し」として、第一に禁煙。次に食生活（良質なたんぱく質の摂取）、睡眠（夜更かしをしない）、適度な運動（40～60 分のウォーキングを週に3日程度）、適度な飲酒、朝型生活への切り替え、テストステロンの減少を早める原因となるストレスを溜めないこと等が大事になります。生活習慣の見直しを行っても症状が改善されない場合には、専門医を受診することです。

症状を抑えるために、病院で行われている治療方法として、●性機能の低下⇒ＥＤ治療薬 ●うつや不安症状⇒抗うつ薬、抗不安薬など ●骨粗しょう症予防⇒骨粗しょう症治療薬などがあります。「男性ホルモン補充法」では、保険適用治療として、テストステロンの筋肉注射を２～４週間おきに症状が改善するまで行います。男性ホルモンの数値が高い人は、長生きだとのデータがあり、正常値を保つことは、いつまでも元気で活力のある生活を送るためにとても重要です。男性更年期とうつ病の症状は重なる部分が多く、密接に関係しているため、不調を我慢するのではなく、医療機関を受診することが大切です。米納医師からは、「仕事で疲れているだけ、歳だから仕方ない」等と我慢することなく、不調を感じたら、男性更年期の専門外来や泌尿器科を受診し相談してほしいとアドバイスをいただきました。自分自身の心と体を健康に保つことの大切さを実感し、生活習慣の見直しのきっかけとなる講座となりました。

7 「離婚」について知っておきたい法律のイロハ

なは女性センター講座2023

「離婚」について 知っておきたい 法律のイロハ



離婚を考えている、離婚の話し合いが進んでいる、離婚を切り出されて困っている、離婚後の悩み・・・離婚を選択する、しない背景は人それぞれであり、人生の大きな決断です。

「本当は離婚したいけど経済的なことを考えると難しいかも・・・」「長年パートナーの言葉の暴力に苦しんできた。子どもが社会人になったので離婚したい」「離婚の手続きや準備など何から始めていいのか、わからない」といったお悩みをお持ちの方、また「離婚による子どもへの影響が気になる」「子どもにどう説明したらいいの?」そのような心配をお持ちの方、離婚を考えているだけでなく、DVなど問題解決のために情報を得たいという方にも役立つ法律や手続きなどについて、今回の講座では、当センターで法律相談を担当されている野崎弁護士から、過去の事例などを交えて、分かりやすく解説していただきます。

- 開催日 : 令和5年11月25日(土) 午後1時30分~3時30分
- 講師 : 野崎 聖子弁護士 (うむやす奉律会計事務所弁護士)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 25人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

● 受講者の感想、メッセージなど

- ・ とても難しい法律のことを、分かりやすくお話してくださりありがとうございました。インターネットで離婚について調べていましたが、今日の講話で、理解出来ました。ありがとうございました(30代)
- ・ 離婚の数が多い沖縄で、人生の選択の一つとして、離婚を選ぶとき、今日の講座の内容を聞いてのぞむ知識がある方がいいと本当に思いました。経済的に不利になることが多い女性が多いのでその後の生き方でかなり大きな決断になるのにとっても必要な事を学べてよかったです。ありがとうございました(50代)

● 講座担当から●

ひと口に「離婚」と言っても、その過程は様々。「協議離婚」、「調停離婚」、「裁判離婚」など種類や手続きがいくつかあることがわかりました。ですが、これらは離婚が成立するまでのルートのお話。中には、裁判離婚まで行ったものの、離婚届を提出しておらず、何年も離婚が出来ていなかったケースもあるそうです。離婚に至る手段が、話し合いであれ、裁判であれ、「離婚の種類や手続きが何であっても、離婚届を役所に提出することで離婚は成立する」ということを野崎先生は強調されていました。

離婚が決まった時、夫婦間でいくつか決めないといけないことが発生します。例えば、財産分与や慰謝料などの「お金に関すること」や、養育費や面会交流など「子どもに関すること」など。そんな中で、離婚時に必ず決めなければいけないことは、「未成年の子の親権を誰が持つか」ということ。親権が決まらない場合は離婚ができないそうです。また、印象的だったのが「離婚が決まったとき、子どもにどう説明するか」というお話です。大人が思っている以上に敏感な子どもたちにとっては、知らせない方がかえって不安を与えてしまうため、「あなたたちのせいで離婚するのではないこと」をきちんと伝えたいと、年齢に応じて状況をしっかり説明することが子どもに寄り添うことにつながるとお話されました。

人生の選択肢の一つである、離婚。講座を通して、「離婚」という選択肢が頭に浮かんだときのために知っておきたい基礎知識について学ぶことができ、受講者の皆さんと有意義な時間を共有することができました。

なは女性センター講座2023

心とからだのリフレッシュ！
「心・技・体」の「心」に焦点を当てて、
メンタル強化にチャレンジ!!

11月11日(土)
12月2日(土)
午後2時～4時

講師 石垣愛一郎さん (沖縄女子短期大学児童教育学科 講師)

対象者 関心のある方

一時保育 休止中

参加人数 第1回16人／第2回9人

手話通訳 なし

TEL: 098-951-3203 FAX: 098-951-3204

スポーツ心理学には、アスリートを中心に精神面の強化を目的としたメンタルトレーニングがあります。現在では、本番で実力が発揮できるよう具体的に何をするのかを教育分野、研究分野、そしてビジネス分野へと展開する形で広がりをみせています。

日本語で「心技体」という言葉がありますが、技を磨いたり、体力を強化したりすることと同様に心の部分や考え方のトレーニングも存在します。リラックス法の実践や自身の考え方を味方にする方法、グループディスカッション等を通じてその一部を紹介します。

今回の講座では、メンタルトレーニングの講話と簡単なストレッチを行い、心身のリフレッシュと「気力・体力」アップをめざします。日常生活や職場などで応用できる気持ちの展開のヒントを一緒に見つけましょう。

- 開催日 : ①令和5年11月11日(土) / ②12月2日(土) 午後2時～4時
- 会場 : なは市民活動支援センター会議室(なは市民協働プラザ2階)
- 講師 : 石垣愛一郎さん(沖縄女子短期大学児童教育学科 講師)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 第1回16人／第2回9人
- 一時保育数 : 休止中
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- 最後のグループワーク、特にリフレーミングでは、自分の欠点を長所に言い換えてもらえて、話したことで気持ちがすっきりし、元気をもらいました。(40代)
- セルフトークも自立訓練法も言葉の力が大きいと感じました。まずは自分のセルフトークをどのように言い替えていくと良いのか、観察したり、他の言い方を考えたりしたいと思いました。(50代)

●講座担当から●

今回の講座では、「物事にトライする時に緊張する」、「行動を起こす時に不安を感じる」など、緊張を和らげるために、スポーツ心理学の側面から講話と実技のメンタルトレーニングを行いました。

第1回目の講座では、スポーツ選手が緊張した場面はどう状態をあげてくのか、DVDの映画を視聴し、自分自身の緊張する場面での特徴を考えました。そして実際に緊張した時に落ち着かせるための、呼吸を意識しながら筋肉を緩めたり、力を入れたり「リラックス体操」、「自律訓練法」、「イメージトレーニング」などの実技を行いました。自律訓練法では、「人間は言葉に反応する」ことを利用して、自分の声、頭の中で肯定的に会話(セルフトーク)をすることで、行動にどう影響するのかを学びました。

第2回目の講座では、「集中力を考える」をテーマに、「集中すべき事に正しく集中し続ける」、「途切れた集中力を取り戻す」ことが大事なので、集中力のオンとオフを使い分けるための方法をいくつか紹介していただきました。

講座の後半では、「自分の困りごと」に対して、「どうなりたいか」「できることはなんですか」と、解決思考アプローチのグループワークを行いました。他者からの視点で、発想の転換や枠を変えた見方(リフレーミング)をしてみることで、新たな気づきや元気をもらえたとおっしゃられる方もいました。

受講者アンケートには、「講師の説明がとてもわかりやすく、話し方がよくて勉強になりました」、「自分への言葉がけや言葉の選び方、前向きな言葉を心がけます」との声も多々ありました。最後に石垣さんからの「ちょっとした心がけで自身や他者にやさしく、時にたくましく、楽しくいられることを願ってます」のメッセージも気持ちがホッと落ち着く言葉で、受講者と同様に心身ともにリフレッシュできました。

9 『薬物・アルコール依存症』～回復は可能です！



適度な飲酒ならば、あまり問題はありますが、摂取量が徐々に増えていくと、脳や身体を蝕み、脳の萎縮をもたらします。

依存症の場合、脳の神経回路が支配され、自分の意思ではコントロールできなくなるため、他者の力を借りることや医療機関につながることは大事なことです。

依存症の問題は、「傷つき体験」から生じた、寂しさや怒りをアルコールや薬物などで紛らわし、自分自身を傷つけてしまう依存症者だけの問題ではありません。生きづらさを抱えながら生きている現代の私たち自身の課題でもあるのです。

今回は、『下手くそやけどなんとか生きてるねん。』（現代書館、2019 年）の著者であり、薬物・アルコール依存症から回復した当事者の渡邊洋次郎さんに、なぜ薬物やアルコール依存症になったのか、どのように克服してきたのか、「リカバリハウスいちご」職員としての現在の活動について語っていただきます。

- 開催日：令和5年12月7日（木） 午前10時～12時
- 講師：渡邊洋次郎さん（薬物・アルコール依存症からの回復当事者）
- 対象者：関心のある方 ■参加人数：29人
- 一時保育数：休止中 ■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・薬物・アルコール依存症の回復について、当事者の方のお話を聞ける貴重な機会なので参加しました。回復するまでの心境の変化を知り、大変勉強になりました。（30代）
- ・講話の中から、渡邊さんの葛藤や苦勞が切実に伝わってきました。仲間との連携が大事なことや「助けて欲しい」と声に出すことの大切さを教えてもらいました。（50代）
- ・私の父もアルコール依存症で、家庭がガタガタだったので大変でしたが、渡邊さんは、それを回復し、ご自身の体験を語り、同じような悩み、苦しみを持つ人達に話してくれることは、希望を感じます。ありがとうございました。（60代）

●講座担当から●

本講座は「さんぽの会（おきなわ「非行」と向き合う親たちの会）」との共催で開講しました。薬物・アルコール依存症からの回復当事者である渡邊洋次郎さんを講師に、「生きづらさを“非行”で表現していた」時代から、依存症回復支援施設「リカバリハウスいちご」で支援員として働いている現在までの体験を語っていただきました。

33歳で「生きる生命」に対して「誠実に生きる」と決意してから10数年経ち、現在に至ります。

「依存症は、慢性疾患と同じです」の言葉がストン！と落ちました。慢性疾患に代表される糖尿病や高血圧と同様、「長期間にわたっての治療が必要な病気」なのだと理解することができました。飲酒に対して寛容な沖縄の社会では、アルコール依存症は、誰でもなる可能性のある病気なのです。依存症は「意思や人格と言った“精神論”の問題ではなく“病気”なのです」ですから、専門家に相談をする必要があることを知りました。

「さんぽの会」設立から10年間けん引してきた井形陽子さんは「同じ問題を抱えている人たちが対等な立場で話し合い、安心して気持ちを語り、つながり合うことが、生きづらさに共通する『孤立感』を軽減させるのです。失敗を許し、誰もが生き直し、やり直しができ、認め合える社会をめざしたい」と話してくださいました。

多くの市民に渡邊さんの体験を届けることができ、充実感を覚えました。

安心して働き続けるために、「社会保障・労働制度」について学ぶ

社会状況が変化していく中で、労働制度や年金制度などが改正され、活用できる社会保障の内容も変わっていくため、最新の情報を収集し活用するためにできることを、講師の高良さんがわかりやすく説明します。自分にあった多様で柔軟な働き方を選択し、安心して働き続けられるよう、労働に関する制度や公的年金制度について学ぶ機会とします。

■開催日：令和6年1月20日（土） 午後2時～4時30分

■講師：高良 恵利子さん（社会保険労務士／キャリアコンサルタント）

■対象者：関心のある方

■参加人数：19人

■一時保育数：休止中

■手話通訳：なし

- ・ 転職したので、税や保険など働くことに関して勉強しなかったから。(20代)
- ・ 106 万の壁などよくわからなかったので興味がありました。(40代)
- ・ とても理解しやすかった。これまでいくつか同講座を受講してきた中で説明(レジュメ、参考資料)が、一番わかりやすかったです。今後の情報として活かすことが出来そうです。(60代)

32



2017年6月、110年ぶりに性犯罪規定が改正されましたが、どれだけ抵抗したかを被害当事者が証明することが求められる「暴行脅迫要件」は残りました。

あれから6年、法制審議会の議論を経て、刑法の性犯罪規定の大幅な改正が行われ、2023年7月13日から施行されました。

「同意のない性的な行為は、性暴力であり、重大な人権侵害」と明確に示されました。

改正点のひとつには、性行為への同意を判断できるとみなす年齢が現在の「13歳以上」から「16歳以上」に引き上げられ、同年代どうしを除き、16歳未満との性行為は処罰されることが決定しました。

現在起きている性暴力への対応として、法律の何がどう変わったのかについて、林千賀子弁護士に解説していただきます。

- 開催日 : 令和6年2月3日(土) 午後2時～4時
- 講師 : 林 千賀子 弁護士 (ゆい法律事務所 弁護士)
- 対象者 : 関心のある方 ■参加人数 : 19人
- 一時保育数 : 休止中 ■手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・小児科の看護師です。若年層の妊娠なども含め、性教育の一環として性犯罪規定について学びたく、参加させていただきました。「性的同意」を得る必要性について再確認しました。(30代)
- ・刑法の「何がどう変わったか」を学びたくて参加しました。法改正のポイント、着眼点などを解りやすくレクチャーしていただき助かりました。(40代)
- ・事件の立件から裁判までの流れがイメージしやすく整理できました。(40代)
- ・刑法改正の説明と男女共同参画社会を結びつけた説明は分かりやすく元気になりました(50代)

●講座担当から●

講師の林 千賀子(ちがこ) 弁護士に「性的自己決定権と刑法改正—性犯罪に関する刑法改正の背景と、現在の課題について—」をテーマにお話いただきました。

2017年6月、明治40年の制定以来110年ぶりに性犯罪規定が改正されました。

「強姦罪」⇒「強制性交等罪」となり、◆これまで女性に限っていた強姦罪の被害対象者が性別を問わない形となり、性交のほか、肛門性交、口腔性交も処罰対象として含み、男性の被害者も想定されることとなりました。「非親告罪化」「監護者性交等罪」などが改正されました。

そして、2023年7月13日施行された「刑法性犯罪規定の改正」では、「強制性交罪」+「準強制性交罪」=「不同意性交罪」とし、◆「同意ない性行為は犯罪になり得る」と明確にし、性交同意年齢を「16歳以上」に引き上げられました。「相手の同意を確認せずに性行為をした者は罰せられる」のです。

性暴力、性被害をなくすためには、「性的同意」を得ることを社会通念にしていくことが必要です。それには、「性的同意」について語れる関係を築いていく努力や工夫が大事です。

「性的自己決定権」=「いつ、どこで、誰と、どのような性的関係を持つのか、持たないかを決める権利」の意識を醸成していくことが必要となります。

最後に、イギリスの警察が制作した動画、「Tea Consent」(<https://youtu.be/-cxMZM3bWy0>)を紹介してくださいました。「Tea Consent」は、性行為の同意を紅茶にたとえ、「紅茶はいかがですか?」と言われて意思を確認してから紅茶を提供する。SEXだって同じであり、「同意がすべて」だというわかりやすい動画を視聴しました。「Consent for kids(日本語版)」ぜひ、この動画を友人や知人とご覧いただきたいと思います。



本講座では、「性暴力被害」の実際について、「なにがおきていて、被害者はどのような心理状態にあるのか、どのような支援が必要か」について、NPO法人レジリエンス代表の中島幸子さんに、具体的にお話いただきます。

共催：エンパワメント・ラボおきなわ

【エンパワメント・ラボおきなわ】とは

ジェンダーやフェミニズムの視点で日常に起こる諸問題について学習啓発活動を行い、暴力のない平等な社会の実現を目指している、任意団体です。

- 開催日** : 令和6年3月7日(木) 午後2時～4時
■講 師 : 中島 幸子(NPO 法人レジリエンス代表・米国法学博士)
■対象者 : 関心のある方 **■参加人数** : 15人
■一時保育数 : 休止中 **■手話通訳** : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・PTSDの仕組みや社会が理解すべきことを例え話や事例を織り交ぜて説明してくださったので分かりやすく学ぶことができ、よかったです。(20代)
- ・被害者に責任を追及する考え方を無意識に持っていたので、改めなければと気づかされました。(20代)
- ・講話を聞きながら「(性犯罪に対する)社会の意識を変えていく」ことの大切さを痛感しました。(20代)
- ・私もトラウマを抱えており、苦悶しながら行動し続けています。自分を癒す方法を私もこれから探し続けたいと思います。(50代)

●講座担当から●

講師の中島幸子さんに「性暴力被害」の実際について」をテーマにお話いただきました。

中島幸子さんには、2014年に「『性暴力 その後を生きる』～性暴力のない環境と一人ひとりの内なる力を信じて～」をテーマに「性暴力を認めない社会を築くにはどうすればよいのか」について、お話ししていただきました。10年ぶりの今回は「性暴力被害者の実際」について語っていただきました。

講義の内容は、「トラウマとは」から始まり、「性暴力と性犯罪・暴力の責任・性的自己決定権・コンセンスト・性行為と性暴力・解離はサバイバルの手段・解離のスペクトラム」など、多様な項目について写真やデータを交えて、わかりやすく、説明をしていただきました。

被害を訴えようとした人が二次被害という、もう一度酷い目に遭うことになれば、加害者を訴えることも難しくなります。そのことが結果的に加害者を野放しにしてしまうことになってしまいます。

社会の無理解が、性暴力の被害者を追い詰め、第二の被害を生んでいることに気づかなくてはなりません。夫婦間でも恋人間でも性暴力は発生します。職場関係、親戚や家族など、身近な人からの性暴力も多いのです。加害者に加担してはいけないことを再認識することができました。

中島さんが代表を務めるNPO法人レジリエンスの「レジリエンス」とは、暴力をうけて深く傷ついた人が、心の傷に気づき、向き合い、傷を癒し、自分自身を取り戻していく「回復力」を意味します。今でも、解離やフラッシュバック、うつ症状を抱えながらも、全国で講演会やセミナーを開催している中島さんの活動に、心的外傷後成長（PTG：Posttraumatic Growth）という新たな可能性を感じました。質疑応答の時間にも多くのことを学びました。

後援・共催事業

	イベント名	主催・後援団体	開催日時・場所
1	虹ちゅらマルシェ	主催：虹色ちゅら～ず 後援：那覇市 他	2023 年 6 月 18 日（日） 10 時～16 時 琉球村
2	沖縄から結婚の平等に YES！	主催：～YES!FOR MARRIAGE EQUALITY～実行委員会 後援：那覇市 他	2023 年 11 月 26 日（日） 14 時～16 時 30 分 沖縄県立博物館・美術館 講堂
3	ピンクドット沖縄 2023	主催：一般社団法人 ピンクドット沖縄 後援：那覇市 他	2023 年 12 月 10 日（日） 12 時～17 時 那覇市ぶんかテンプス 館前広場
4	沖縄県「令和 5 年度性の 多様性に関する理解促進 に向けた啓発業務」 LGBTQ・性の多様性 企業向け社員研修	主催：沖縄県 後援：那覇市 他	2023 年 12 月 13 日（水） 16 時～17 時 30 分 沖縄産業支援センター
5	生きづらさからくる「依 存症」について正しく理 解する	主催：さんぽの会 共催：那覇市	2023 年 12 月 7 日（木） 10 時～12 時 なは女性センター
6	国際女性デー プレイベント 中島幸子さん講座 「性暴力被害の実際」	主催：エンパワメント ・ラボおきなわ 共催 那覇市	2024 年 3 月 7 日（木） 13 時～16 時 30 分 なは女性センター

レインボー交流会 第53回～第57回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言(*1)を受けて平成27年9月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グランドルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成29年4月から、運営を市民団体「ていーだあみ」(*2)に移行しています。

*1 レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成27年7月19日、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

*2 市民団体「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

	開催日	テーマ	参加人数
第53回	令和5年5月20日(土) 14時～16時	フリーテーマ	7人
第54回	令和5年7月8日(土) 19時～20時30分	「みんなでホテル を見に行こう！」	18人
第55回	令和5年9月30日(土) 14時～16時	フリーテーマ	10人
第56回	令和5年11月11日(土) 14時～16時	フリーテーマ	11人
第57回	令和6年3月16日(土) 14時～16時	フリーテーマ	2人

*会場：なは女性センター

*対象者：関心のある方 定員：各回30人

*主催：市民団体「ていーだあみ」

6 令和6（2024）年度予算

（単位：千円）

事業	令和6年度	令和5年度	増減額	備考
男女共同参画計画推進事業	145	217	△72	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	22,770	19,916	2,854	・会計年度任用 職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	802	932	△130	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	200	200	0	補助金
（令和6年開始） 女性デジタル人材育成 支援事業	4,921	—	4,921	業務委託料
合 計	28,838	21,265	7,573	

7 令和6（2024）年度事業概要

- （1） 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
 - ・女性デジタル人材育成支援事業
- （2） 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和5年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
 - ・第26回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
関連主催講座の開催
 - ・性の多様性の尊重に関する取組
職員研修
- （3） なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・センターの管理・運営
 - ・図書、各種資料等の収集及び提供
 - ・広報事業（センターだより・ホームページ・Instagram など）

8 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	180条の5 ※1				202条の3 ※2				合 計			
	委員会数	委員数	うち女性	割 合	審議会等数	委員数	うち女性	割 合	委員会・審議会等数	委員数	うち女性	割 合
平成30(2018)	6	24	3	12.5%	59	738	243	32.9%	65	762	246	32.3%
平成31(2019)	6	27	2	7.4%	61	713	232	32.5%	67	740	234	31.6%
令和2(2020)	6	27	3	11.1%	57	736	231	31.4%	63	763	234	30.7%
令和3(2021)	6	27	3	11.1%	42	485	190	39.2%	48	512	193	37.7%
令和4(2022)	6	27	3	11.1%	53	554	218	39.4%	59	581	221	38.0%
令和5(2023)	6	27	3	11.1%	59	687	250	36.4%	65	714	253	35.4%

※1 地方自治法第180条の5に基づく委員会
教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価委員会

※2 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところによる附属機関

9 その他那覇市の女性登用状況

●那覇市議会議員・自治会長の女性の割合

各年度 4月1日現在	市議会議員			自治会長		
	議員数	うち女性	割 合	会長数	うち女性	割 合
平成30(2018)	40	9	22.5%	155	12	7.7%
平成31(2019)	40	9	22.5%	155	13	8.4%
令和2(2020)	40	9	22.5%	151	16	10.6%
令和3(2021)	38	9	23.7%	151	16	10.6%
令和4(2022)	40	13	32.5%	151	18	11.9%
令和5(2024)	40	13	32.5%	149	20	13.4%

(男女参画局「見える化マップ」より)

●那覇市議会議員選挙の立候補者における女性の割合(直近3回分)

	立候補者数	うち女性	割 合
第19回(H25.7.21)	57	8	14.0%
第20回(H29.7.9)	67	13	19.4%
第21回(R3.7.11)	63	15	23.8%

(那覇市HP 市議選挙の記録「過去の記録一覧」より)

【参考】国の第5次男女共同参画基本計画より(令和2年12月25日)

項 目	現 状	目標(期限)
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0%	35%
	(2019年)	(2025年)

10 那覇市における主査級以上の女性職員数

各年4月1日現在		平成30年(2018)			平成31年(2019)			令和2年(2020)			令和3年(2021)			令和4年(2022)			令和5年(2023)		
		総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合	総数	女性	割合
職員数		2,427	925	38.1%	2,433	932	38.3%	2,481	957	38.6%	2,489	984	39.5%	2,508	998	39.8%	2,540	1,009	39.7%
管理職	部長級	20	1	5.0%	21	2	9.5%	21	2	9.5%	21	3	14.3%	21	4	19.0%	21	5	23.8%
	副部長級	35	4	11.4%	31	4	12.9%	30	6	20.0%	31	4	12.9%	31	4	12.9%	30	7	23.3%
	課長級	160	27	16.9%	166	30	18.1%	167	31	18.6%	166	32	19.3%	167	31	18.6%	166	28	16.9%
	小計	215	32	14.9%	218	36	16.5%	218	39	17.9%	218	39	17.9%	219	39	17.8%	217	40	18.4%
主幹級	行政職	266	49	18.4%	271	81	29.9%	278	63	22.7%	278	69	24.8%	287	76	26.5%	288	88	30.6%
	保育教諭(主幹)	15	15	100.0%	26	25	96.2%	25	24	96.0%	25	24	96.0%	24	23	95.8%	24	23	95.8%
	小計	281	64	22.8%	297	82	27.6%	303	87	28.7%	303	93	30.7%	311	99	31.8%	312	111	35.6%
主査・技査級	行政職	468	153	32.7%	475	160	33.7%	469	170	36.2%	495	180	36.4%	485	178	36.7%	514	179	34.8%
	保育教諭(主任)	16	15	93.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	100.0%
	保育教諭(主査)	25	25	100.0%	32	32	100.0%	33	33	100.0%	31	31	100.0%	31	31	100.0%	32	31	96.9%
	保健師(主査)	16	15	93.8%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	14	14	100.0%	16	15	93.8%	16	14	87.5%
	小計	525	208	39.6%	521	206	39.5%	516	217	42.1%	540	225	41.7%	532	224	42.1%	562	224	39.9%

(資料提供：総務部人事課)

※小数点2位以下四捨五入

※無給・退職派遣職員を含む

※消防職は上記表の行政職へ算入する

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以外の職員数である

※単労職員は除く(単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等)

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

- (2) 市民等 市民、事業者(営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び教育者(市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。)をいう。

- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育者の責務)

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。)、ドメスティック・バイオレンス(夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。)その他性別による人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の配慮)

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(基本計画の策定)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。
(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(男女平等週間)

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

(審議会等における委員の構成)

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン(平成10年9月20日策定)は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例(平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書(第1号様式)とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書(第2号様式)により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係) 苦 情 申 出 書

年 月 日 那覇市長宛	
申出者住所(団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)	
氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第 14 条第 1 項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第 2 号様式(第 3 条関係) 苦 情 処 理 通 知 書

年 月 日 様 那覇市長
(処理対応の内容)

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任意務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 こどもえがお相談課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 29 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規定する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(達成状況の報告)

第6条 部局長等は、新たな委員の委嘱又は任命の必要が生じたときは、委員の委嘱予定日の2週間前までに、総務部長へ女性委員の登用率の目標値の達成状況について那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書(第1号様式)により報告するものとする。

2 総務部長は、女性委員の登用率の目標値の達成状況を受けて、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書(第2号様式)を付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

総務部長 宛

() 部長
() 課

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区分	内容			
審議会等の名称				
根拠法等	☐ 地方自治法第180条の5に基づき設置される委員会等			
	☐ 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置される審議会等			
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定 委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱 第3条の目標を 達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
			今後達成するための方法（具体的に）	
今回発令の時期	令和	年	月	日（予定）
次期改選の時期	令和	年	月	日（予定）
担当者			内線	

第2号様式

令和 年 月 日

部長
(課)

総 務 部 長
(平和交流・男女参画課)

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区分	内容			
審議会等の名称				
現在の委員数	定数（人）	委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後予定委員数		委員総数（人）	女性委員数（人）	女性委員比率（％）
今回選任後要綱第3条の目標を達成しているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
今回発令の時期	令和	年	月	日（予定）
総務部長所見				

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日条例第73号

平成28年3月24日条例第23号

令和元年9月30日条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長等が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第 9 条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 なは市民活動支援センター(第 13 条—第 26 条)

第 3 章 なは産業支援センター(第 27 条—第 35 条)

省略

第 4 章 なは女性センター

(目的)

第 36 条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第 37 条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 学習室

(2) 資料室

(3) 交流室

(4) 相談室

(事業)

第 38 条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業

(2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

(3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

(4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

(5) その他第 36 条の目的を達成するため市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第 39 条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日から金曜日まで

午前 9 時から午後 9 時まで

(2) 土曜日

午前 9 時から午後 5 時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位の場合は、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前部：午前9時から午前12時まで
午後部：午後1時から午後4時30分まで
夜間部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。	第 号 年 月 日	
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者支援のための庁内ネットワーク会議(以下、「庁内ネットワーク会議」という。)を設置する。(会議)

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

(活動内容)

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

(事務局)

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップ及びその家族の関係もまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、2人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。)の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある一方が、他の一方の近親者(3親等内の血族又は3親等内の直系姻族をいう。次条第5号において同じ。)であって、同居する者その他市長が適当と認める者を、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係をいう。

(登録簿への登録等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する2人からの届出に基づき、これらの者及びこれらの者とファミリーシップにある者を、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(以下「登録簿」という。)へ登録する。ただし、当該届出の内容が実態を伴わないものであると認めるときは、この限りでない。

- (1) 互いにパートナーシップにあること。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方

が市内への転入を予定していること(当該他の一方が市内に転入した事実を確認できる書類を、届出の日から起算して3月以内に市長に提出することができる場合に限る。))。

- (4) 次のいずれにも該当すること。

ア 現に配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がないこと。

イ 現に登録簿に登録されていないこと。

ウ 現に他の一方以外の者とパートナーシップにないこと。

- (5) 互いに近親者でないこと(養子縁組による関係であって、当該養子縁組を行う前の関係が近親者でない場合を除く。))。

(届出の方法等)

第4条 前条の届出は、同条の2人が、この要綱及びこれに基づき市長が別に定めるところに同意し、あらかじめ市長と調整して指定された日時に、同時に来所し、次に掲げる書類を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書を市長に提出して行うものとする。

- (1) 住民票の写し(市内への転入を予定している者にあつては、その内容が確認できる書類)

- (2) 前条第4号及び第5号に該当することを確認できる戸籍個人事項証明書又は戸籍抄本(外国籍である者にあつては、婚姻要件具備証明書その他の市長が認める書類)

- (3) その他市長が必要と認める書類

(双方が市内への転入を予定している場合の特例)

第5条 2人が、市内に住所を有しない場合で、第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に該当し、かつ、届出の日から起算して3月以内に市内に転入した事実を確認できる書類を市長に提出することができるときは、市長は、あらかじめ同条の届出を受け付けることができるものとする。この場合における登録簿への登録は、当該書類の提出があったときに行うものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定により受け付け

る届出について準用する。

- 3 第1項の規定により受け付けた届出は、同項に規定する期間(市長がやむを得ない理由があると認める場合には、その理由により相当と認める期間)内に当該2人から同項に規定する書類が市長に提出されないときは、失効するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第6条 市長は、第3条及び前条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けた者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書及び那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード(以下「登録証明書等」という。)を交付するものとする。

(登録証明書等の再交付等)

第7条 市長は、登録者が紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等再交付依頼書を提出して登録証明書等の再交付を希望したときは、登録証明書等を再交付するものとする。

- 2 登録証明書等の紛失を理由として、前項の規定による登録証明書等の再交付を受けた登録者が、紛失した登録証明書等を発見したときは、速やかに発見した登録証明書等を市長に返還しなければならない。

(登録の事実に関する証明)

第8条 市長は、登録者が那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ事実証明書交付依頼書を提出して登録を受けた事実についての証明を希望したときは、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録に関する事実証明書(以下「事実証明書」という。)を交付するものとする。

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、第3条の届出又はこの項の規定による届出の内容に変更があったときは、その変更の内容が確認できる書類及び変更前の登録証明書等を添付した那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録事項変更届兼登録証明書等再交付依頼書(次項において「変更届兼再交付依頼書」という。)を、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届兼再交付依頼書の提出があったときは、登録簿の内容を変更し、必要に応じて、当該登録者に対し登録証明書等を再交付するものとする。

(登録証明書等の返還)

第10条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に対し、那覇市パートナ

ーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届書を提出し、並びに登録証明書等及び事実証明書を返還しなければならない。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く。)
- (3) 第3条第3号イに該当して登録を行った場合で、市内への転入を予定していた登録者の一方が、同号イに規定する期間内に市内に転入した事実を確認できる書類を提出しなかったとき。
- (4) 第3条第4号又は第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(登録の抹消等)

第11条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 登録者の一方が死亡したとき。
- (3) 虚偽その他の不正な方法により登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書等又は事実証明書を不正に利用したとき。

2 市長は、前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により登録を抹消したときは、その者に対し、登録証明書等及び事実証明書の返還を求めるものとする。

- 3 第8条の規定は、登録者が登録を抹消された事実について証明を求める場合について準用する。

(通称名の使用)

第12条 性別違和その他市長が特に必要があると認めるときは、登録証明書等に戸籍上の氏名に代えて、又は戸籍上の氏名と併せて通称名(戸籍上の氏名以外の名称であつて、社会生活上使用している氏名をいう。)を用いることができる。

(様式)

第13条 この要綱に規定する文書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業

(2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交付

確定額を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。
(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付を受けた者(以下、「補助金受領者」という。)が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(1) 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書(第 9 号様式)によ

り補助金の返還を命じなければならない。

(男女共同参画社会の推進)

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

(事業効果の検証)

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法(条文)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条－第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条－第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条－第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

令和 5 年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2024 年 10 月

発 行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ 1 階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

